

令和4年 渡嘉敷村議会会議録

第1回臨時会（1月14日）	1日間
第2回臨時会（2月2日）	1日間
第3回定例会（3月9日～14日）	6日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和4年第1回臨時会（1月14日）

令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1		
出席議員	2		
議事日程第1号	3		
日程第1	会議録署名議員の指名について	4	
日程第2	会期の決定について	4	
日程第3	議案第1号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第7号）について	4
日程第4	議案第2号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	7

令和4年第2回臨時会（2月2日）

令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	11		
出席議員	12		
議事日程第1号	13		
日程第1	会議録署名議員の指名について	14	
日程第2	会期の決定について	14	
日程第3	議案第3号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第8号）について	14
日程第4	議案第4号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第6号）について	15

令和4年第3回定例会（3月9日）（1日目）

令和3年第10回渡嘉敷村議会定例会会期日程	19		
出席議員	20		
議事日程第1号	21		
日程第1	会議録署名議員の指名について	22	
日程第2	会期の決定について	22	
日程第3	議長諸般の報告	22	
日程第4	村長行政報告	24	
日程第5	施政方針	27	
日程第6	一般質問について	40	
日程第7	報告第1号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	94

令和4年第3回定例会（3月10日）（2日目）

出席議員	97
議事日程第2号	98
日程第1	会議録署名議員の指名について 99
日程第2	議案第5号 渡嘉敷村議会議員及び渡嘉敷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について 99
日程第3	議案第6号 阿波連生活館の設置及び管理に関する条例について 100
日程第4	議案第7号 渡嘉敷村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について 101
日程第5	議案第8号 渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 104
日程第6	議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 105
日程第7	議案第9号 渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について 106
日程第8	議案第10号 令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）について 106
日程第9	議案第11号 令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第7号）について 111
日程第10	議案第12号 令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について 114
日程第11	議案第13号 令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について 116
日程第12	議案第14号 令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について 117
日程第13	議案第15号 令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について 117
日程第14	議案第16号 令和4年度渡嘉敷村一般会計当初予算について 118
日程第15	議案第17号 令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について 123
日程第16	議案第18号 令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について 124
日程第17	議案第19号 令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について 125
日程第18	議案第20号 令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について 126
日程第19	議案第22号 令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について 127
日程第20	発議第1号 渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則について 128
日程第21	協議第1号 議員派遣について 129
日程第22	発議第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議について 130

令和4年

第1回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

1月14日

令和4年第1回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期1日間 自 令和4年1月14日
至 令和4年1月14日

月 日	曜 日	区 分	日 程
1月14日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号、議案第2号

令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会は
令和4年1月14日(金)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 1番 與那嶺雅晴議員 2番 国吉英治議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	欠 席	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	欠 席
会 計 課 長	欠 席		

終了：1月14日（金曜日）午前10時17分

令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和4年1月14日（金） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第7号）について
第4	議案第2号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番與那嶺雅晴議員、2番国吉栄治議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1月14日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月14日の1日間にしたいと思います。

日程第3、議案第1号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。新年明けましておめでとうございます。令和4年第1回目の臨時議会、ご対応ありがとうございます。それでは早速議案のほう読み上げてまいります。

議案第1号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)について。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千268万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億659万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

7ページの5番の財産管理の1千800万の、この内訳お伺いしていいですか、工事請負費。

○ 座間味秀勝村長

この工事請負費、職員住宅建設工事の請負費1千800万円の補正であります。これは既に取り壊したプレハブの職員住宅がありました。その現地に2世帯分の今、職員住宅の建設その準備を進めておまして、現在ある予算に、これを加えて2世帯分の建設工事これを発注していきたいというふうに考えております。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑ありませんか。

○ 5番 座間味満議員

一般質問させていただきます。今回の臨時議会第1回の歳出歳入について6千268万8千円を追加するという事なんですが、これ先月の定例議会で補正予算を追加することはできなかったんですかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

今回のこの補正にあげているものについては、先ほど説明をしました住宅の建設費等について、これはやっと年末に、この見積をお願いをしている業者ですね、そこの調整がすみまして金額が確定してきたということでの補正予算ですので、昨年12月の定例議会での補正には間に合わなかったということでもあります。そしてそれ以外、一番大きいのはコロナ関連で国から示されてきた住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金であったりとかということでもあります。これについては昨年、定例議会後に決定をした事項でありますので、現在この段階での補正予算の提出ということでもあります。

○ 5番 座間味満議員

コロナに関しては納得はしているんですけど、これだけ6千200万余りも補正ででけると、ましてや臨時議会にでけるといことなんですが、これ今頃出て予算にあげてきて、実際3月までに執行できるのか、できなかったらまた3月にまた減で落とすのか、そのへんお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほどもお話しましたとおり住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業あるいは子育て世帯への臨時特別給付金給付事業こういったものは、可決しだい年度内に速やかに執行を開始していきたいというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

じゃあ、執行できるというふうに村長の答弁なんですけど、ぜひ執行できるように、これ議事録に載りますので、また3月に同じような一般質問をさせないように、ぜひ消化するように努めてもらいたいと思います。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑ありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

11ページ災害復旧費5番の内訳というんですかね、内容を教えていただきたいです。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。災害復旧費職員手当につきましては、この軽石の漂着状況を確認する職員が朝の時間外で確認をして、当日の船舶の航行に支障がないかという確認作業をしておりますので、それに伴う時間外手当となっております。それから需用費につきましては、屯袋等の整備に必要な補正を計上しております。それから役務費に関しましては、貨物運賃ですね、屯袋等の航送料となっております。それから重機使用料についてはご承知かと思いますが、漂着した軽石を除去するために使用している重機使用料、それを3月まで実施した場合ということで補正予算で計上しております。

○ 3番 新垣一史議員

重機使用料3月までの使用料ということなんですが、これは1日あたりいくらとか、時間あたりいくらとかでやっているんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをいたします。重機使用料につきましては業者から1日あたりの見積をいただいております。基本としてはバックフォア、ダンプ、スケルトン、これはバケットのほうですね。それからバックフォアの移動について1日9万1千300円の重機使用料として計算をして予算は計上しております。

○ 3番 新垣一史議員

これは委託とかも検討されたんですかね。このほうが安くあがるということで軽石の漂着があったりなかったりなんで、このほうが安くあがるということで、このかたちになっているんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。重機使用料でいたしますと直接経費だけで予算的に計上がすみます。委託にしますと諸経費等の経費がかかりますので、このほうが費用的には安くあがるということの判断から重機使用料でその都度やっております。またこの軽石がいつ漂着するかということもなかなか確定ができないことから、このような形式で重機使用料で発生した場合に作業を実施しているということになります。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第2号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千317万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月14日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議を願います。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会において議決された、

事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号1番）

署名議員（議席番号2番）

令和4年

第2回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

2月2日

令和4年第2回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期1日間
自 令和4年2月2日
至 令和4年2月2日

月 日	曜 日	区 分	日 程
2月2日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第3号、議案第4号

令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会は
令和4年2月2日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 2番 国吉英治議員 3番 新垣一史議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	欠 席
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	欠 席
教 育 長	欠 席	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	欠 席		

終了：2月2日(水曜日)午前10時13分

令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和4年2月2日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第3号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第8号）について
第4	議案第4号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第6号）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番国吉栄治議員、3番新垣一史議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月2日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって会期は本日2月2日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、議案第3号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第3号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)について。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億826万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

令和4年2月2日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第4号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第6号)について。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第6号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7千317万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月2日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議を願いたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）

令和4年

第3回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

3月9日

令和4年第3回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期6日間 自 令和4年3月9日
至 令和4年3月14日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3月9日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第1号
3月10日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案第5号、議案第6号、議案第7号 議案第8号、議案第22号、議案第9号 議案第10号、議案第11号、議案第12号 議案第13号、議案第14号、議案第15号 議案第16号、議案第17号、議案第18号 議案第19号、議案第20号、議案第21号 発議第1号、発議第2号 協議第1号

令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会は
令和4年3月9日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期6日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 3番 新垣一史議員 4番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：3月9日(水曜日)午後4時32分

令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会議事日程
令和4年3月9日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		施政方針
第6		一般質問について
第7	報告第1号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○ 玉城保弘議長

ただいまから令和4年第3回渡嘉敷村議会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番新垣一史議員、4番宮平鉄哉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの6日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和3年12月分、令和4年1月分、2月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略いたします。

議長諸般の報告

令和3年12月14日～令和4年3月8日

令和3年

12月15日(水) ・令和3年第10回渡嘉敷村議会12月定例会

令和4年

1月6日(木) ・令和4年消防出初め式 書面祝辞

1月8日(土) ・令和4年成人式 成人者への書面メッセージ

1月12日(水) ・例月出納検査

1月14日(金) ・令和4年第1回渡嘉敷村議会臨時会

(執行部提出議案2件／補正予算)

1月16日(日) ・未明 津波注意報発令 対策本部設置

1月26日(水) ・南部離島町村長議長連絡協議会定例会 (那覇市：自治会館) (議長)

〃 ・南部地区市町村議会議長会定例会 (那覇市：自治会館) (議長)

2月2日(水) ・令和4年第2回渡嘉敷村議会臨時会

(執行部提出議案2件／補正予算)

- 2月10日(木) ・ 例月出納検査
 " ・ 第60回沖縄県介護保険広域連合議会 定例会
 (読谷村：読谷村総合福祉センター) (新垣議員)
- 2月17日(木) ・ 沖縄県町村議会議長会第51回定期総会
 (那覇市：自治会館) (議長・局長)
1. 自治功労者表彰
 (1) 全国町村議会議長会表彰伝達
 (2) 沖縄県町村議会議長会表彰
2. 議 事
 報告第1号 会務報告
 議案第1号 決議について
 議案第2号 令和4年度沖縄県町村議会議長会事業計画について
 議案第3号 令和4年度沖縄県町村議会議長会一般会計予算について
- 2月18日(金) ・ 沖縄県離島振興市町村議会議長会第13回定期総会
 (那覇市：自治会館) (局長)
1. 議 事
 報告第1号 会務報告
 選任第1号 副会長の補欠選挙について
 認定第1号 令和2年度沖縄県離島振興市町村議会議長会歳入歳出決算認定について
 議案第1号 令和4年度沖縄県離島振興市町村議会議長会事業計画について
 議案第2号 令和4年度沖縄県離島振興市町村議会議長会歳入歳出予算について
 議案第3号 軽石の大量漂流・漂着に関する要望決議
 議案第4号 日台漁業取決めの見直しを求める要望決議
 議案第5号 県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する要望決議
- 2月21日(月) ・ 令和4年第1回南部広域行政組合議会定例会
 (八重瀬町：南部総合福祉センター) (議長)
- 2月24日(木) ・ 令和4年2月南部広域市町村圏事務組合議会定例会
 (那覇市：自治会館) (議長)
- 議案第1号 南部広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
 議案第2号 南部広域市町村圏事務組合事務局職員定数条例の一部を改正する条例制定について
 議案第3号 南部広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金特別会計

条例を廃止する条例制定について

- 議案第4号 南部広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金特別会計
条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 令和3年度南部広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金
特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第6号 令和3年度南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑特別会
計補正予算（第2号）について
- 議案第7号 令和3年度南部広域市町村圏事務組合南斎条特別会計補正
予算（第2号）について
- 議案第8号 令和4年度南部広域市町村圏事務組合一般会計予算につい
て
- 議案第9号 令和4年度南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑特別
会計予算について
- 議案第10号 令和4年度南部広域市町村圏事務組合南斎条特別会計予算
について

2月25日(金) ・ 沖縄県町村議会議長会町村議会議員・事務局職員研修会

(読谷村：読谷村文化センター) (議員6人、事務局長)

1. 町村議会をめぐる最近の動向と選挙公営について
講師 望月達史氏 (全国町村議会議長会 事務総長)
2. 新型コロナウイルスの流行状況と感染対策について
講師 高山義浩氏 (沖縄県立中部病院感染症内科・地域ケア課副部長)

3月7日(月) ・ 議員協議会 (定例議会事前議案審議・他)

(3階 議会事務局) (全議員)

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

行政報告については、先にお届けをしております書面による報告に代えさせていただきたいと思っております。

行政報告(2021.12.1~2022.03.08)

- 12/15 10:00 令和3年第10回渡嘉敷村議会定例会 (議場)
- 12/16 15:00 沖縄県森林審議会 (県庁12階第1・2会議室)
- 16:30 沖縄県離島海運振興株式会社 第42期定時株主総会(沖縄船員会館2F)
- 12/19 12:00 神社行事 末拝み (渡嘉敷神社)
- 14:00 美ら島美化清掃 (渡嘉敷港周辺)

- 12/20 10:00 庁議
 16:20 救急用ヘリポート陥没箇所現地確認 同伴：小久保企画係
 設計業者北斗設計 真栄里専務(当時担当者)に調査設計見積依頼
 18:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会 理事会 (庁舎2階大会議室)
- 12/22 11:10 ヘリポート陥没箇所現地調査同行
 調査依頼先:北斗設計株式会社 真栄里専務、国仲
- 12/24 10:30 木造職員住宅建設費見積もりについて現場確認
 ※株式会社新洋 上原氏来島
- 12/25 9:20 西銘恒三郎 沖縄及び北方対策担当大臣面会 (ハーバービューホテル)
 ※航路事業の赤字補てん2分の1上限額確保について(要望)
- 12/27 13:30 琉球ファーム新垣氏、下地敏之 来庁対応 (村長室)
 ※ウコン栽培他村内での農業の取り組みについて意見交換
 14:40 保育士採用試験について協議 (村長室)
 同席:神里副村長、金城総務課長
- 12/28 13:30 仕事納め (庁舎2階大会議室)
- 2022(令和4年)
- 01/03 13:00 知念 優渡嘉敷区長と同行(渡嘉敷区内)
 85歳祝い者(4名)へ記念品贈呈
- 01/04 13:30 仕事始めの式 (庁舎2階大会議室)
 15:00 大濱善秀 交流の家所長、新里 勝次長他2名来庁対応(村長室)
- 01/05 11:00 行事持ち方について協議…新型コロナ新規感染600人速報を受けて(村長室)
 ・成人式・・・ひな壇設置し記念品贈呈・記念写真
 (神里副村長、金城総務課長、小嶺教育課長、小嶺庶務係、與那嶺社会教育係)
 ・消防出初め式・・・パレード実施し、式典中止
 (神里副村長、金城総務課長、玉城消防団長、小久保企画係、伊禮総務係)
- 01/06 12:00 消防パレード(阿波連漁港～とかしく～とかしき～交流の家～漁協前広場)
 18:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会 理事会 (庁舎2階大会議室)
- 01/07 13:00 第23回渡嘉敷村新型インフルエンザ等対策本部会議 (庁舎2階大会議室)
- 01/08 12:00 新成人を祝う会(10名中8名参加) (村中央公民館)
 同席:神里副村長、新崎教育長、金城総務課長
 対応職員:小嶺公之、小久保栄太郎、與那嶺 悟、與那嶺あかね
- 01/11 14:00 「自治体DXの推進」～自治体のDX導入、およびデジタル改革の取り組みについて～Web (庁舎2階大会議室)
- 01/12 10:10 庁議、臨時議会提案議案検討 (庁舎2階大会議室)
 11:45 新型コロナウイルス抗原検査陽性者村内発生による対応検討会議(村長室)

- 同席:神里副村長、金城総務課長、新垣民生課長、小久保企画係
西田保健係、尾崎保健師、山城医師（渡嘉敷診療所）
- 12:58 抗原検査陽性者発生に係る学校の対応について情報収集を指示（村長室）
新崎教育長、小嶺教育課長
- 01/13 13:00 第24回渡嘉敷村新型インフルエンザ等対策本部会議（庁舎2階大会議室）
新型コロナウイルス感染症陽性者確認を受けて
- 01/14 09:05 高速船右舷機廃棄マニホールド接続箇所水漏れ修理のための運休について
協議同席:我喜屋船舶課長、神里副村長
※1/15・16の2日間運休止修理
- 10:00 第1回議会（臨時会）
- 13:20 渡嘉敷川護岸雑木への除草剤注入作業
- 01/16 00:20 津波注意報認知し、登庁し情報収集
- 00:24 「災撃対策本部設置、第1配備 災害対策準備体制」発令（村長室）
- 03:08 災害対策本部廃止
- 13:00 イノシシ捕獲用箱罠設置（波佐間原） 小嶺 明協力
- 01/17 14:00 津波注意報の対応検証について協議（村長室）
神里副村長、金城総務課長、小久保企画係 ※住民アンケートの実施を！
- 01/21 14:00 令和3年度 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会
オンライン開催（村長室）
- 01/24 10:10 庁議
- 01/25 9:30 Green Coalの取り組みについて意見交換 池松 来（村長室）
- 18:00 渡嘉敷港静穏向上に関する沖縄県港湾課との意見交換（那覇連絡事務所）
同席:小嶺正和船長、赤嶺孝夫船長、新里武彦武船長、中村祐三
オンライン参加:座間味哲邦船長（自宅）
オンライン参加:玉城広喜寿観光産業課長、赤嶺孝幸課長補佐（役場庁舎）
オンライン沖縄県:港湾課
- 14:00 南部離島町村長議長連絡協議会 役員会（市町村自治会館）
- 14:30 南部離島町村長議長連絡協議会 定例会（市町村自治会館）
- 15:25 西銘啓史郎県議との「サンゴ礁保全を目的とした係留ブイ設置について」
意見交換（沖縄県議会棟）
途中同席:成田隆一（一社）沖縄県マリンレジャー事業者団体連合会事務局長
- 01/27 10:10 令和3年度第2回沖縄県介護保険広域連合運営会議（オンライン）（村長室）
- 01/28 13:30 沖縄振興会議 オンライン（庁舎2階大会議室） 同席:小久保栄太郎
- 15:20 沖縄振興市町村協議会） // // //
- 02/02 10:00 第2回議会（臨時会） ※職員住宅建設費明渠繰越他

- 13:00 保育士採用1次試験合格判定会議 副村長、教育長、総務課長（村長宅）
- 02/03 14:00 第95回沖縄県過疎地域振興協議会 理事会（市町村自治会館）
- 14:51 第154回沖縄県離島振興協議会 理事会 //
- 02/07 10:00 令和3年度第2回南部広域市町村圏事務組合 理事会（市町村自治会館）
- 02/10 10:10 庁議（庁舎2階大会議室）
- 13:00 離島振興法改正・延長実現総決起大会 オンライン参加（村長室）
- 18:00 一般社団法人渡嘉敷村款項協会 理事会（庁舎2階大会議室）
- 02/11 11:00 保育士採用2次試験（面接）副村長、教育長、総務課長（庁舎2階大会議室）
- 02/14 14:00 南部市町村会定例会（（市町村自治会館））
- ※沖縄県町村会役員「監事」（R4.4.1～R6.3.31）への推薦承認。
- 02/15 13:00 保育士採用試験最終合格者判定会議 副村長、教育長、総務課長（村長室）
- 02/16 11:30 令和3年度「地域医療従事者」「地域おこし功労」表彰式（市町村自治会館）
- 13:00 第196回沖縄県町村会定期総会 ※令和4年度監事に選出（ // ）
- 14:15 第146回沖縄県町村土地開発公社理事会（ // ）
- 14:44 第126回沖縄県町村土地開発公社設立団体長協議会（ // ）
- 15:00 令和3年度第2回沖縄県国民保険団体連合会通常総会（ // ）
- 02/17 10:00 第96回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会 ※理事に選出（ // ）
- 11:00 第140回沖縄県離島振興協議会定期総会 ※理事に選出（ // ）
- 02/21 10:10 庁議（庁舎2階大会議室）
- 14:00 公益財団法人沖縄県地域振興協会 理事会（村長室）
- 02/24 10:10 議案検討会議（庁舎2階大会議室）
- 14:00 人事異動内示（令和4年4月1日付）同席：副村長、総務課長（村長室）
- 02/28 13:30 沖縄国際映画祭カウントダウン（38日前）動画撮影（渡嘉敷港にて）
- 03/02 14:00 令和4年第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会（市町村自治会館）
- 03/03 12:00 「海神祭」参加（海神宮）
- 03/04 08:35 高速船乗組員の新型コロナウイルス感染に伴う運休の対応について協議
同席：神里副村長、我喜屋船舶課長（村長室）
- 03/07 10:10 庁議、一般質問答弁書検討会議（庁舎1階大会議室）
- 13:00 一般質問答弁書検討会議 ～13:50（庁舎2階大会議室）

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、村長の施政方針を行います。

○ 座間味秀勝村長

まず、施政方針に入る前にお詫びを申し上げます。施政方針、議案の送付に

遅れたこと、そして確認の不十分なために差し替えが生じたことについて、この場を借りてお詫びを申し上げたいと思います。

令和4年度施政方針

1) はじめに

令和4年、渡嘉敷村議会3月定例会の開会にあたり、令和4年度の当初予算案など議案審議に先立ち、村政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、村長に就任してから3年3ヶ月あまりが経過しました。

これまでの間、渡嘉敷村住民憲章に謳われております「生活の安定」「住みよい明るい村づくり」、「自然を愛し誰からも愛される豊かな郷土づくり」を「みんなで話し合っ
て決め、一体となって喜びを分かち合う美しい人情を持ち続けよう」という理念を実現すべく努めてまいりました。

その過程において、一昨年12月定例議会の與那嶺議員の一般質問におきまして、「ぐいぐい引っ張っていくだけではダメだ、ついてこられない人もいる、謙虚さが必要だ」とのご指摘を受け、政策の実現を急ぐあまり、周りへの目配り・気配りが欠けていたのではないかと、反省を致しました。

政策の実現には、その事務を担う職員や村民の皆様の、理解と協力を得なければなりません。時にはしっかりと時間をかけ、向き合い、理解を深めることが必要との認識を持ち続けてまいりました。

議員各位並びに先輩方をはじめ村民の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) これまでの取り組みと今後について

「働き方改革」と「行政サービスの向上」を両立するためには、効率的な事務処理を行う必要があります、そのため既存施設の設置管理に関する条例や規則、規程等の整備のほか、法令・条例等に基づいて事務処理を行うことに指導の重点を置いて、就任以来取り組んでまいりました。

未だ定めるべき事項が多数あることから、条例制定・改正など今後も議会の協力・理解を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

就任してから、渡嘉敷港の浚渫、ファミリーサポート事業の立ち上げなど実現したこともありますが、村営住宅建設については入札不調が続き、計画を棚上げしております。

鉄筋コンクリート造での建築には、工種ごとに多くの職人を必要とするため、人件費や滞在に係る経費等がかさむことなど、離島特有の事情が入札不調の一因であると考えます。

現在、少ない職人で工期を短縮できる木造での職員住宅の建築に取り組んでおります。

今後、その成果を踏まえて一般入居の木造賃貸住宅についても取り組んでいきたいと考えております。

すでに、私有地の借り上げに係る契約が完了している土地がありますので、長年の村政の課題であります住宅確保を、実現していきたいと考えております。

長年に渡り未処理となっております、道路用地にかかる私有地の買い取りを順次進めており、土地所有者の皆様には処理方針をお示しし、ご理解をいただいたうえで、未処理道路用地問題解決に向け継続して取り組んでまいります。

一昨年以来、国内外で新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、本村においても感染者が確認されましたが、比較的軽症で、すでに回復されており、高齢者への感染拡大もなく安どしております。

これまで感染拡大防止のため、村民を対象に定期的PCR検査の実施や検査費用の助成を行い、先月には村民を対象とした3回目となるワクチン集団接種を実施いたしました。

しかし、未だ県内、国内はもとより世界中で感染は続いており、沖縄県では県内全域を対象に3月末までを「感染再拡大抑制期間」と設定し、対策を呼びかけており、新たな変異株の感染拡大も懸念されております。

そのような中、船舶乗務員の感染により先週末から高速船を運休せざるを得ない状況となり、村民をはじめ利用者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後も感染防止対策を徹底しながら、打撃を受けた村経済の復興に向けた、コロナ禍での新たな観光メニューの創出や受け入れ態勢づくり、新たな事業展開や業態の変化に対応できるよう、商工会や観光協会と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

また、軽石により出漁見合わせなど、被害を受けた漁業者の皆様には、渡嘉敷漁協を実施主体として軽石除去作業を実施していただきましたが、軽石の影響は未だ収束しておらず、村民の生活・経済を支える定期船の運航にもかかわることから、状況を注視して対応していきたいと考えております。

令和3年度において一括交付金を活用し、観光需要の回復を図るためのPR活動、多様な観光ニーズに対応するwithコロナ時代の新しい観光地づくり、魅力的な観光地の景観形成のため海浜・道路・公園などの美化清掃、観光協会の活動支援、フェリーに積載する自動車航送運賃の半額補助、児童生徒の島外への派遣費用支援、小学校の学習支援員配置、学習塾による教育支援のほか、経費節減と低炭素社会実現のため、集落内防犯灯のLED化を実施いたしました。

3) 行政運営に当たる姿勢について

現在、村では役場庁舎内をはじめ、保育所、幼稚園、小中学校、クリーンセンター、農業施設、道路施設、水道施設、下水道施設、村営住宅70戸、フェリーと高速船の定期運航など100人あまりの職員が、多岐にわたる行政運営にあたっているほか、一部の事務については、指定管理や委託業務などにより実施をしており、令和4年度には3名の職員新規採用を予定しております。

新型コロナウイルス感染症や、軽石漂着など想定していなかったことへの対応のため、進捗していない計画もあります。

令和4年度は「渡嘉敷村第四次総合計画」の最終年度となることから、その成果を検証し、令和3年度から村民参画により進めております「第五次総合計画」策定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

令和4年度においても引き続き営繕係を配置し、教育施設や公営住宅など、公共施設の維持補修経費の圧縮と迅速対応に努めてまいります。

とかしき祭りやとかしきマラソンその他のイベントが、コロナ禍で2年間実施できませんでしたが、コロナ禍でも出来るイベントを検討していきたいと考えております。

政府において令和2年12月25日「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされ、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められております。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、E B P M（エビデンス・ペースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待されております。

国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、支援策等を取りまとめた「自治体D X推進計画」が策定されております。

これによると組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成のほか、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、A I / R P Aの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底、地域社会のデジタル化などの取り組みが求められており、本村においてもその対応は待ったなしであります。

あらゆる分野において、持続可能な社会づくりS D G sの取り組みを念頭に財源確保に努め、財政の健全化を図りながら多様化する行政サービスを効率よく提供するため、必要な職員の確保及び資質の向上、デジタル化による効率的な事務執行が行えるよう、事務分掌の見直しを含めた組織改革を行います。

村民参画の開かれた行政運営に努め、大きく落ち込んだ観光産業の復興、農業や水産業

振興の環境整備や後継者育成など、山積する議題解決に取り組み、住民憲章の実現に努めてまいります。

4) 財政運営について

2年余に及ぶ新型コロナウイルスの影響は、村財政にも大きな打撃となっております。

渡航自粛の影響により、特に航路事業において令和2年度に引き続き令和3年度においても大幅な減収が見込まれ、令和3年度において114,400千円の特別減収対策企業債を借り入れての事業運営となっております。

現時点での令和3年度における特別会計への繰入額が2億円を超えており、新型コロナウイルスの影響からの回復が見通せない中大変厳しい財政運営となっており、財政調整基金の取り崩しを抑制し財源を確保するため、令和3年度及び令和4年度は、地方債の借り入れをこれまでより多く活用しております。

令和3年度地方債借り入れ予定額は75,000千円、令和4年度当初予算では82,000千円となっております。

なるべく後年度地方交付税措置のある有利な貸付事業を優先し、借り入れるよう取り組んでおります。

一般会計における実質公債費比率や資金不足比率等の財政指標は、令和2年度決算に基づくいずれの指標も、健全化判断比率の範囲内で推移しておりますが、今後は老朽化している公民館、小学校校舎や教員宿舎などの教育関連施設、観光案内休憩所や青少年旅行村管理棟など観光関連施設の整備が控えており、公債費比率の上昇が予想されるところであります。

本村は、国からの地方交付税や、国・県からの補助金・交付金等に依存した典型的な依存体質の財政構造となっております。

自治体運営においては、何より住民に基礎的行政サービスを継続して提供することが重要であることから、一般財源による支出については優先順位を明確にし、重点的配分を行うこととし、各種補助金や民間資金の活用や、自主財源の柱である村税収納率向上、ふるさと応援寄付金やクラウドファンディング等による財源の確保に努め、健全な財政運営に取り組んでまいります。

5) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、沖縄振興特別措置法に基づき平成24年度から制度が導入され、地域の振興に資する事業を実施しているところであり、令和3年度末で期限を迎えますが、令和4年度以降についても新法制定により継続することとなっております。

令和4年度においても引き続き、沖縄県による「離島住民等交通コスト負担軽減事業」による船舶運賃の低減、村が実施する「学習支援員配置事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」、「自動車航送コスト負担軽減事業」による車両航送運賃支

援、「交通コスト負担軽減事業」によるヘリコプターチャーター費用の支援、「多言語対応職員確保」、「観光協会事業支援」、などを計画しております。

一方で、令和4年度の配分予定額190,000千円に対し、計画額は144,452千円余りにとどまっており、十分に活用できていない現状にあります。

沖縄振興特別推進市町村交付金については、これまでも配分額を満額活用できていない状況が続いており、必要な事業に取り組める環境づくりが必要と考えます。

現在、今年7月をめどに事務分掌や職員配置、組織体制の見直しを進めており、有効に活用できるよう取り組んでまいります。

6) 令和4年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉・介護について

わが国では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、高齢化率が30%となり、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられます。

介護の担い手となる若い世代が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなっており、令和7年を見据えて医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保された地域包括システムの構築が求められております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サービスや介護予防事業、医療・介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまいります。

取組としては、地域包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を継続できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動や、生活習慣病や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築のほか、島内で介護職員初任研修を開催し介護職員の養成に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターの生活支援ハウスとショートステイをご利用いただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

このほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催や高齢者祝い金の支給、老人クラブ連合会の活動支援など、高齢者の生きがいをづくりやコミュニティ活動を支援いたします。

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第5期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、精神保健福祉離島巡回相談事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。

(3) 妊娠・出産・子育て支援・こども医療費助成について

こども子育て支援については、「第2期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子供の健やかな育ち・未来の夢、みんなで支えるとかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実、母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保、支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。

具体的には、特定不妊治療に係る費用の一部を継続して助成し、出産助成金制度を継続実施し経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、保育士の確保や資質向上を図るための研修会等への参加を推奨し、「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供し、令和元年度に開始した「ファミリーサポート事業」を継続し子育てを支援致します。

こどもの疾病の早期発見と早期治療を推進するため、こども医療費助成事業については引き続き中学校卒業までを対象とし、現物給付による窓口無料化を継続してまいります。

なお、沖縄県が就学前までとしていたこども医療費助成制度の対象を、来月4月から中学校卒業までに拡充されることとなっております。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図り、子育てを支援してまいります。

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

予防接種については、定期予防接種に加え、新型コロナウイルスや季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命と健康を守る取り組みを推進してまいります。

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

平成24年から「島外での通院及び入院に係る船舶運賃の補助金交付要綱」（平成24年6月29日訓令第11号）に基づき、本島の医療機関で受診の際の船舶運賃の補助を実施してまいりましたが、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱（平成29年3月29日制定）」に基づき、妊産健康診査及び産後1ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合

と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の保健事業と介護予防事業とを連動して実施し、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。

それには、村民一人ひとりが健康への自覚と、認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保険事業及び診療所と連携し生活習慣病重症化予防の取り組みや、後発医薬品の普及促進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

さらに、保険税収納率の向上を図るため、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営につきましては、船舶が村民の移動や生活物資及び産業資材輸送を担う重要な航路であり、安定的な運航を確保することが最も重要だと考えております。平成25年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した、離島航路安定化支援事業で「フェリーとかしき」買取り支援を受けたことにより、経営状況も好転しておりましたが、令和元年12月の新造高速船の就航により、年間1億円を超えるリース料の負担が発生し、新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅な赤字運営となっております。

国や県に支援を求めながらの運営となっており、経費節減の取り組みが求められることから、船舶燃料の調達に当たっては、令和2年度分から一般競争入札により調達し、昨年4月からは高速船の航海速力を抑えるなど、運航経費の節減に取り組んでおりますが、新型コロナウイルスの影響により現状においては、利用者の回復見通しが見えない状況であります。

本村の脆弱な財政基盤においては、その財源確保に苦慮しているところであり、引き続き国及び沖縄県へ、高速船買取りを含めた支援について要望を継続し、効率的かつ安定的な航路事業運営に取り組んでまいります。

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗合旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による一般旅客自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、引き続き支援策を講じてまいります。

(3) 通信について

平成10年3月に整備されました、携帯電話等移動通信用施設及び、令和元年7月から利用開始されております、光通信について、今後も安定した通信環境が維持できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、テレビ共聴施設の維持管理についても、管理者である区長と連携し取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、施設の長寿命化、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

また、ごみ処理施設の維持に多額の費用が必要であることから、将来のごみ処理の在り方について、村民を巻き込んだ議論を展開してまいります。

国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として設定しており、継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、老朽化や未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、施設の経年劣化に伴い、ランニングコストの増大で、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされているのが現状であります。

沖縄県においては、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、水道広域化に取り組んでおり、本村においても計画に基づき、沖縄県企業局による施設整備が進められております。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の敷設工事を順次実施しており、令和4年度は阿波連地区の設計及び渡嘉志久地区の布設工事、これに伴う給水管工事を計画しております。

また、令和6年度の地方公営企業法適用化に向け、令和4年度から財務会計システムの改修、例規整備、固定資産税整理を実施してまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から28年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度にストックマネジメント計画を策定しており、令和4年度は汚水中継ポンプ

取り換えを計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和元年度から令和2年度にかけて、渡嘉敷区に2階建て4戸の建設を予定しておりましたが、入札不調により建設に着手できておりません。

現在進めております木造職員住宅の建築に取り組んでまいります。

今後、その成果を踏まえて一般入居の木造賃貸住宅についても取り組んでいきたいと考えております。

(5) 消防防災・救急救助対策について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、火災や自然災害、救急患者搬送業務を渡嘉敷村消防団が担っております。

新型コロナウイルス感染症の出現により、地域の安心・安全を守る消防団の果たす役割は、益々厳しさを増しております。

条例定数の40名の団員数には達しておりませんが、安心安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご理解ご協力を得ながら、団員の確保、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

村民や来島者を巻き込んだ津波避難訓練や、児童生徒を対象にした学校での避難訓練の実施など、防災意識の普及啓発に努めてまいります。

既存の防災マップについても、内容を見直してまいります。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

令和元年度に「地域防災計画」を見直し、これまで災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を進めてまいりましたが、令和4年度にも引き続き食料等の備蓄を計画しております。

令和3年度策定の「渡嘉敷村国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

島への入域客数は、新型コロナウイルスによる影響で大きく落ち込んでおり、村の経済は大きな打撃を受けております。

村では、令和2年度から令和3年度にかけて、国の新型コロナウイルス対策交付金と村の財源をねん出し、村民や事業者への感染防止対策や事業継続支援を実施してまいりました。

今なお、感染が続き、観光については回復を見通せない状況にあります。

村としては、平成29年度に観光振興の5ヶ年間の目標値を明確にするため事業者と協働で作成した「渡嘉敷村観光振興計画」を基本としておりますが、今般の新型コロナウイルス

スによる影響を考慮した取り組みとして、令和3年度に新たな観光メニューづくり支援を行ってまいりました。

観光産業のもつ流動的な特質から、安定的な集客を図るには、地域特性を生かした観光メニューの創出、差別化が必要であると考えます。

令和4年度においても一括交付金を活用し、観光協会と連携し新たな観光ニーズに対応するため、閑散期と言われている冬場の観光メニューの創出、SNSを活用した観光PR、受け入れ態勢の充実・強化を図ってまいります。

2年にわたり中止したとかしき祭り、延期した「第16回とかしきマラソン」については、コロナ禍でどのように開催すべきか、村民を巻き込み議論してまいります。

エコツーリズムの推進については、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けて以降作業が停滞し、本格的な運用に至っていないことは周知のとおりであります。

平成26年度に座間味村と協働して、慶良間地域の「自然環境の保全」と「観光資源の活用」を盛り込んだ利用ルールを策定しておりますが、それを運用するための関係条例制定作業が進んでいないことから、渡嘉敷・座間味両村のサンゴ保全利用部会の組織体制づくりに向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

本村を含む慶良間諸島が、国立公園の指定を受けたのは、陸域から海域にかけて、多様な生態系を有することが、高く評価されてのこととあります。

自然環境の保全と観光資源としての活用のバランスをとることについて、エコツーリズム推進協議会の活動を促してまいります。

(2) 農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続実施してまいります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。

今後も、観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罠の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ外来イノシシの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和4年度以降も協力して取り組んでまいります。

(3) 水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業に係る作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保

全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和2年度から改修工事に着手しており、令和4年度は、第2防波堤31mの機能保全工事と、老朽化した東屋の撤去を計画しております。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

また、マグロジャーキーや佃煮などは、人気の高いお土産品となっておりますので、老朽化した加工施設の建て替えに必要な用地を提供しており、建設に向けた支援についても協議してまいります。

今後、老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても早期に協議していきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援を継続してまいります。

(4) 林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の効果的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

5. 生活基盤の整備

(5) 村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業は令和4年度完了予定で取り組んでおりますが、一部用地交渉が合意に至っておらず、引き続き用地の確保に努めてまいります。

また、平成30年度に策定した「橋梁長寿命化計画」に基づき令和4年度は村道阿波連線(4号BOXカルバート)補修工事と、新たな「橋梁長寿命化計画」策定を実施いたします。村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。

(6) 港湾農河川書海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策について、一昨年12月に沖縄県の調査検討結果について、住民説明会が行われております。

防波堤などの構造物は、一度設置すると簡単に移動ややり直しがきくものではありませんので、提案された内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望しております。

渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、防災の観点から河床の土砂除去、護岸の嵩上げ等要望しており、実施できるよう

努めてまいります。

6. 教育行政について

本村における教育行政については、学校教育や社会教育、及び生涯学習や平和教育を含め、文化、スポーツの振興等、幅広い分野との関わりを持つことから、村民一人一人が等しく教育の機会を享受できるよう、各種の事業に取り組んでまいります。

また、国立沖縄青少年交流の家と連携し、通学合宿や体験事業・生涯学習事業の共催等、立地を活かした教育機会の提供など教育環境のなお一層の充実を図ってまいります。

国立沖縄青少年交流の家は、今年設置50周年、来年開所50周年を迎えることから、記念事業等にも協力して取り組んでいきたいと考えております。

幼稚園につきましては、現在、入園料・保育料の免除や、小中学校を含めて3人目からの給食費の免除や、3年保育及び預かり保育を行っており、保護者の経済的負担の軽減や、子育て支援、就労支援に繋がることから、引き続き実施をしております。

子どもにとって大事な学習方法は「経験」であり、集団生活の中で学び活動することで、大きな成長に繋がるものと考えております。保護者のご理解を得ながら、充実した幼児教育に努めてまいります。

学校教育においては、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を育むとともに、健やかな身体を養うことを基本理念に掲げております。

15歳、中学校卒業とともに島を離れる現実を見据え、自主及び自立に対応できる、強い精神力を備えた児童・生徒の育成に努めてまいります。

基礎学力の向上を推進するため、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会や文化的事業への派遣など、離島の小規模、少人数学級にあっても教育の機会と、教育水準の向上を図るため、これらの事業を継続して支援をしております。

また、高校を卒業し、大学・専門学校等への進学を望む村出身者に対する支援実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

社会教育においては、公民館や学校施設を活用した各種文化芸能サークルやスポーツサークル活動が行われております。

コロナ禍でもできる活動成果の発表を、検討支援しております。

平和教育や文化財保護については、本村の貴重な歴史資産を後世へ伝承していけるよう「渡嘉敷村歴史文化資産保存活用事業」で作成した文化財等の資料を、平和学習等に活用しております。

学校給食については、成長期にある園児や児童・生徒の健康の保持増進と、健全な発育に大きな役割を果たしていることから、栄養バランスのとれた、安心・安全な給食の提供と、施設管理や食中毒防止等、徹底した衛生管理に努め、地域の産物を積極的に活用してまいります。

また、幼稚園の給食実施についても、引き続き実施に向けて取り組んでまいります。

教育行政は学校教育のみならず、幅広い年代層を対象とした多岐にわたる事業を展開していくことから、積極的な村民の参画と、学校、保護者、地域、行政の緊密な連携のもと推進してまいります。

結びに

令和4年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する各会計の予算については、本議会に提案のとおりでございます。

提案しております予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の効率的な運営を図り、住民福祉と生活の向上にむけ、なお一層努力してまいります所存であります。

村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて、令和4年度の施政方針と致します。

令和4年3月9日 渡嘉敷村長 座間味秀勝

ご清聴ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これにて施政方針を終わります。

休憩します。

再開します。

これより日程第6、一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。順次発言を許します。

2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

お疲れさまです。早速ですが、通告書にそって質問させていただきます。まず1つ目なんですけれど、コロナウイルス感染対策について。こちら前回は質問させていただきましたが、補正、そして当初のほうに計上されていますが、再度の質問になります。今後のコロナ感染対策、特に事業者支援のことについて伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年度より地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止対策や事業者支援事業等を実施してまいりました。令和4年度についてもPCR検査費用助成事業等を継続して実施し、感染拡大防止に努めてまいります。新たな事業者支援については、今後の国の地方創生臨時交付金の配分状況等を勘案し検討していきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

当初のほうに載っている内容について、もうちょっと詳しくお伺いしてもいいですか。予算のほうについている内容について。

○ 金城満総務課長

議員ご質問の事業者への支援に関連して説明いたします。令和2年度からコロナの感染拡大がありまして、それから国内外まん延して爆発的感染となってきた状況を鑑みまして、当初においても令和2年度から国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用しまして、様々な事業を実施して感染防止対策、それから事業者支援を行っております。

その中で、令和2年度につきましては、事業者支援に関連する事業として、事業者支援協力金給付事業、これを行っております。これの総事業費が1千298万1千654円。これは実績ベースですね、令和2年度につきましては。それから、村内事業者と家賃支援事業、これも実績ベースで61万3千49円を交付しております。

それから、第2弾としての事業者支援協力金の追加分の交付、この事業も追加でやっております。これの総額が2千340万円を交付しております。ですので、令和2年度は事業者支援として実施している事業は3事業ということになっております。全体にその他各種事業やっておりますので、全体でいいますと15事業を実施して感染防止対策等の関連として事業を実施しております。

次に、令和3年度の説明をしたいと思っております。令和3年度、今年度事業、まだ決算は実施しておりませんが、3月31日までの事業実施期間となっております、今実際やっている事業として、決算数値ではないんですが、令和2年度に引き継ぎまして村内事業所家賃支援事業、こちらを現在、実施しております。

それから、渡嘉敷村新しい生活様式支援補助金、こちらにつきましては各事業者さんの感染防止対策に関する資機材、そういうものの買った購入費に対する補助金というかたちでこの事業をやっております。それから、渡嘉敷村事業者支援事業として、これはついこの間までやっておりましたけれども、1事業者あたり10万円の給付、それから従業員1人当たり5万円の追加、この10万円の基本額に対して従業員1人当たり5万円の事業者に対して支援事業ということでやっております。

以上が令和2年、令和3年度の事業の事業者支援者にやっている事業の内容となります。

議員の質問の中で、令和4年度は何をするかと、今後の予定はありますかという質問がありましたので、令和4年度につきましては、令和3年度に国から交付金を受けた交付金が令和4年度につかえるという部分がありますので、この額が3千300万円ありまして、そのうち約800万円は予算計上して、令和4年度の年度当初から事業を実施していきます。これの主な内訳はPCRの検査事業ですね、これが継続の主な事業となっておりますけれども。じゃあその残りの部分について、どういう事業を展開するかについては、改めて令和4年4月当初にですね、今、何が必要かというのを検討いたしまして、それから事業計画を立てて県を経由して国に申請して、どういう事業にこの交付金を充てるか、どういうふうなかたちで事業者支援を含めた感染防止対策をとれるかというのを検討して今後進めていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらは12月にも質問をさせていただいて、その際は村民からどういう感じで進めていくかというのを確認されてから進められるということで、予算書のほうにも金額が載ってきているので、その点についてのもうちょっと詳細があれば聞きたかったんですけど、そこがされていないのかなということで、もう一度確認なんですけれど、住民の確認、事業者の確認をされたのかということと、あと実績ベースでどのようになっているのかというのを伺います。

○ 金城満総務課長

今、議員のご質問は、これから新しい事業者支援事業をするにあたって住民にご意見を伺いましたかということだと思えますけれども、これについては特に今意見を伺って、令和4年度以降にどういう事業をやるかということを進めているわけではありません。ですので今実際やっている事業の中で、何が一番住民が困っているかというのを、現段階ではこれを令和4年度以降の事業に生かすということはまだできていないんですが、必要に応じてそういう話は各団体、商工会さんとか、観光協会さんとか、そういう方々を含めてお話が、協議の場があればですね、そういう協議の場の中での意見を反映してこの事業立案というのにはできるものだというふうに思っております。ですので現時点では協議がされたかということはまだ協議はされておられません。

それから、実績のお話がありましたので、令和3年度の事業につきましてお話させていただきます。令和2年度は資料が手元にありませんので、令和3年度の実績を説明いたします。まず、令和3年度に実施した新しい生活様式支援補助金につきましては、申請件数が20件、実際補助金を出した額が198万円となっております。これは既に事業を終えていますので確定額というふうになっております。

それから、ついこの間まで事業を実施して、もう締め切っておりますけれども、事業者支援金ですね、基本額10万円、それから従業員1人当たり加算額が5万円という事業がありました。10万円プラス5万円ですね。今やっている令和3年度でついこの間まで今週の月曜日まで受け付けをしておりました事業になります。これにつきましては今現在、受付件数が67件となっております。最終的な、これは確定額ではありませんけれども、支出見込みとして、この事業については1千95万円の今現在、受付総数で支出見込額というふうに今、事業を進めていて、この額で予定をしてしております。

○ 2番 国吉栄治議員

まず1点なんですけど、12月のときに一般質問であげさせていただいたときは、確かまだ予算の内訳でコロナ対策支援金について、どういうふうにつくるか決まっていなかったので、各事業書さん各団体さんに確認されるという話で終わっているんですね。なのでいまさら、また同じ話に戻るのはどうなのかなということと、今回、予算決められていると思いますが、その関係性で予算はどういうふうになされたのかということと、あともう必要な聞き取

りというのはわかっていますので、その点についていつ行うのかを伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えをいたします。観光産業課としまして事業者の支援の担当をしております。その中で今回に限ったわけではございませんが、こういう臨時交付金の活用について、事業者の団体として商工会、それから観光協会からヒアリングをして、どのような支援をしたらいいのかということヒアリングした結果、こういう事業を展開してきておりますので、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

コロナもですね、だいぶウィズコロナということで対策等はわかってきていて、ただ緊急事態宣言でできたりすると、観光業大打撃受けますので、できれば早め早めの支援を考えていただければいいと思います。

もう一つなんですけれども陸上交通の支援をしていくという話なんですけど、コロナ対策のほうでなかなか見えない感じででています、令和4年からのものもいくらでどういった期間で考えられているのか、お伺いします。

○ 金城満総務課長

陸上交通の補助につきましては、今、一般乗合事業でやっておりますバス会社さんの方に令和3年度は路線維持確保事業ということで補助要項を作りまして、コロナ禍で大打撃を受けているということで、それに見合う補助と補助金を支出しております。約300万弱ですけれども、令和4年度もというお話ですので、令和4年度につきましても現状厳しい運行を今している状況はこちらとしては考慮しておりますので、それを含めて、当初予算にも計上しておりますので、状況を見ながら、またそういう申請があればこちらで検討して、今年度、同様に補助をする方向で進めていきたいというふうに思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。コロナで再三になりますけど、支援を受けたい事業者さん、個人さん、まだまだ多数発生すると思いますので、何とぞ早めのヒアリングも含めて聞いていってしっかり計画されればいいのかと思います。特に実績ベースで消化されていないものもあると思いますので、その点も含めて検討していただければいいのかと思います。

続いて2番のほうなんですけど、村のホームページについてということで、こちらも前回の引き続きになります。新年度予算のほう見ている、どうやら予算付いていないようなんですけど、村のホームページのリニューアルの予定、その後どうなっているのか、ワーキンググループの予定を含めて伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。この件につきましては、令和3年、昨年6月の議会にも確かご質問があったと思います。現状においてもコロナ禍における新型コロナウイルス感染症拡大地方創生臨時交付金を活用した事業や単独事業等について優先順位を付けて業務を処理しているという状況が今も続いております。令和4年度に事業を実施する予定は今のところホームページのリニューアルについては計画をしておりませんが、今後、組織改変に伴う業務の見直し等を含めて行ってまいりますので、その中で検討していきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

村長、じゃあ今回計画されないということですか。過疎地域計画法案に令和3年度からの事業計画にも載っているし、先ほど話されていた施政方針のほうにもデジタル化を含めて、そういった内容のことを書かれていたと思うんですけど、なぜされないというのを、まあ優先順位があるということなんですけど、僕はその優先順位の中でもワーキンググループを上げるということは、そんなに大変なことではないと思っているので、その一歩を含めて、なぜ、進まないかということをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

なぜ、進まないかということについてですけれども、先ほど来、私の施政方針の中でも話はしましたけれども、組織事務分掌の在り方、組織体制を見直しする中で、こういったことの取り組みをどう進めていくかということも検討しながら、やっていきたいというふうに考えております。やったほうがいい、やるべきだよねという事業が、他にもたくさんあると考えています。その中で何ができるかということになると、じゃあ何を削っていくかという逆の話にもなってきますので、そこは慎重に検討しながら、議会の理解も得ながら進めていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

この話は再三に続いてはいますけれども、何を優先にするかというところで、ここも非常に連動していく流れではありますし、使い切れていない予算の中でも、ここを組み入れやっていただければと思います。ここ継続の中の質問になるんですけど、この点は前から上がっていますので、そして計画に何故上がられているかという疑問は引き続き続きますので、その点も組んでもらって行動していただければいいかなと思います。

続いての質問も継続になるんですけど、次いきます。幼稚園の給食についてということで、こちらも9月に定例会で確認しまして、その際やられる方向というふうに伺っています。その後の進捗状況をお伺いします。

○ 小嶺国土教育課長

ではお答えさせていただきます。9月の議会で答弁させていただいたのが、給食の見直し作業が遅れているということだったと思います。その後の進捗状況ですが、現時点においては給食費の見直し額についての素案ができた状態です。今後の見通しといたしまして

は、この素案を学校給食共同料理場運営委員会にて検討を決定し、規則等の改正を行うと共に、保護者への説明会や実証実験等を行い完全給食を実施することになると想定しております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。ただ6か月経っているののでできれば遅れた理由と、あともうちょっと詳しいタイムスケジュールと何月までに金額を決められるのかとか、そこらへんちょっとお伺いできたら伺いたいと思います。

○ 小嶺国土教育課長

進捗の状況が遅れていることについては、申し訳ありません、新型コロナウイルスの感染状況が終息していないので、ちょっと手が回らないというところがあるというのがありますが、今後も状況が完全に終息している状態とは考えられないので、状況を見つつ少しずつ進めていくというかたちになると思いますので、申し訳ありませんが、現時点において何月ぐらいには開始できますという答弁は、すみませんができないという状況です。

○ 2番 国吉栄治議員

課長、これから4月に向けては人の入れ替えとかもあると思うんですけど、その点も含めて、先ほど言われた内容で進めていけるということでよろしいですか。それともこれ村長確認ですか。村長、人事これからあると思うんですけど、今、言っていた課長の内容は、村長、責任持って4月以降も進めていくという方向でよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

所管の課において取り組みを進めていく、これは直実に進めていくということが必要かと思っております。先ほど教育課長からも答弁がありましたけれども、このコロナの対応というのに非常に翻弄されているというのが、我々、事務方の現状であります。通常の業務に加えてコロナ対応ということで、かなり事務も逼迫しているというような状況がございますが、この給食については長年議論されてきていることであります。できるだけ早いうちに実施ができるような態勢づくり、それを取り組んでいきたいとは思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

この点については、作業されるほうでもオーケーだという話で伺っていますので、住民の皆さん保護者の皆さん、なぜこういったことができないのかという声をたくさん聞いています。もちろん皆さんも聞いていると思うんですけど、ぜひ先ほど課長がおっしゃったように具体的に行動を進めていただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして4番になります。阿波連生活館のWi-Fi環境についてということで、こちらも前回質問させていただいたとき3回目になりますかね今回で、前はコロナの対策金でやる、やらないとか、そういう話で基本的にやられる方向の話になっているんですけど、まだ生活館にはWi-Fi環境繋がっていないというふうに伺っているんですけど、その後ご

うなっていますかということです。

○ 座間味秀勝村長

この件に関しましては、国吉議員から令和3年、昨年3月1年前ですかね、議会でもご質問がございました。その後、必要性、効果等を判断するための参考意見として、昨年5月に生活館を利用している11団体へアンケート調査の実施をしております。結果としては設置希望が多数を示しておりますが、生活館への設置は補助事業の対象外ということになっておりまして、単費での設置になるということでありまして、昨年7月に概算見積を徴収したところ設置費用が約20万円、維持費が年間で7万2千円ということで、現在は予算化をしております。今後、施設利用者からインターネットを活用した具体的な利用計画などの要望があれば改めて協議検討をしていきたいと考えているというところでありまして、具体的に何に使うということの計画見通しが無いということで現状は計画はしていないということでありまして。

○ 2番 国吉栄治議員

これ村長いまさら話じゃないですか。例えば使う使わないの話をいつの間にかアンケートの話に切り替えて、もともと区が存在している生活館、公民館平等に入れるという話で、それをされるという話から、いつの間にか今アンケートに切り替わって、やらないという方向に変わったのはなぜか、そこを伺いたいたいと思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

公民館等を含めてワークプレス環境整備事業というものの中に当初生活館もひっくるめてというふうにやっていたと、その計画であったと、これは補助事業ですね。ところが公民館等については塾とかでの利用とかがあるということもありまして、具体的に何に使うという目的があるということがありました。その中で生活館については、そういった具体的に何に使うということがないということで、ワークプレス事業、テレビ会議等を活用したシステム構築する中には具体的には、そこは事業計画がないということで入れられないということで、今じゃあ一般財源でもってやろうという話になったときに、アンケート調査してどういった利用が見込めるのかということ調べてきたということでありまして。

○ 2番 国吉栄治議員

これ度々話が変わるのはちょっといかなものかなと思うんですけど、ワークプレス事業のときは確か抜けていたんですよ単純に。阿波連生活館は忘れられていたんですよ。そこに若干不平等があるんじゃないかという話で僕持って行って、そこに新しい予算を付けますというところで、単費になりますという話も前回されています。いまさらながらアンケートを取られると、もちろん生活館の利用者まず多かったんですよ、付けて欲しいと

いう意見が多い中で、なぜ目的というか、それは予算の付け方の話であって、そこを聞いているんじゃないんですよ、必要という話と前回まで付けられるという話をされている中で、そのミスがミスなんですかね。まず予算が付けられないという状態になった経緯、もう少しわかるように説明してほしいです。

○ 座間味秀勝村長

私、先ほど答弁しましたこのワークプレス環境整備事業ではなくて、それは誤りであります。それではなくて、コロナ交付金を活用したテレビ会議等のシステム、これを整備するという中に組み込んでいたということであります。詳細については総務課長のほうから説明させていただきます。

○ 金城満総務課長

議員が当初の令和2年度のテレビ会議用環境整備事業の中に生活館がもれていたよという話おっしゃっていましたが、当初、私たちの検討段階では、なぜそういう事業をやったかというのですね、今コロナの感染拡大している中で感染防止対策をどのように取るかと、要するに人と交わることを極力避けましょうという中で、テレビ会議システムを構築しようという中で、役場の会議室でコロナに関連する会議を開きますと、対策会議をやったときに外部の人たちの構成員、各種団体の長とか、そういうご意見を伺いましょうという中で、それをするためにはどういう整備をするかという中で、このテレビ会議システムということでWi-Fiを整備して、会議をしましょうというのが主な目的だったということですので、その中でこの会議体の中に、例えばもちろん区長さんとか入ります、あるいは商工会の会長さんとか観光協会の会長さんも含めてやったときに、そのときに他の場所は整備したんですが、なかなか生活館というのが、そこにじゃあ行って会議するというのが、その時点では少し無理があったのかなということ、要するに頻度の問題もありますので、そのときにちょっと生活館はこの事業になじまないというか、少しここでもそのときは呼んでもできるという判断をして、生活館は、この補助事業の中では整備を除きましょうという中で、この事業をはじめたという経緯があります。

その後に議員から質問があつて、じゃあここで利用者いっぱいって、区の総会いろんな会議もやるのに、なぜWi-Fiは整備しないかというご指摘がありましたので、私たちは決して外しているわけではなかったんですが、補助事業ではちょっとそぐわないよという点で、じゃあ別の単費になりますけれども、そこで整備しようという方向を変えたわけです。その中でじゃあ利用者のいろんな意見を聞きながら、お金が出るわけですから、それも考慮しながらやろうということで、今に至っているということの考えなんですけれども。そこ我々と考えていることと議員の相違が少しあるのかなというふうには考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

この件に関して、まずやらない理由に関しては、先ほど村長述べていることも二転三転

変わっていますし、逆に僕は皆さんがどのように捉えてやられていたのかなと逆に思うんですけど、例えばワークプレステレビ事業、阿波連地区で通っている所、何か所ありますか。どの場所ですか、ありますよね。阿波連地区の中に、この事業を使って。

○ 金城満総務課長

今、議員がじゃあ、この事業でどこを整備したかということなんですが、ワークプレス環境整備事業については、青少年旅行村と渡嘉志久の海岸海浜公園のWi-Fiの整備ということになっております。

テレビ会議用環境整備につきましては、詳細な資料何か所かやっているんですけどもちょっと今資料ありませんので、後でまた資料でしっかりと提供したいと思いますけれども、何か所かやっております。その中で阿波連という話をしておりましたので生活館はこの整備ではやっていないということははっきり言えます。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、質問がずれてきているんですけど、僕が聞きたいのはもともとですね、要はその2か所に加えて阿波連生活館も必要ですよということ、最初皆さん理解されてんですよ、そこで。急きょ単費だけど入れられるという話で、今聞いたらアンケート聞いて、今後よくわからないから。使い方決まっているわけじゃないですか。それこそキャンプ場にしたら、じゃあ何のために入れたんですかと逆に聞きたいぐらいですよ。なのでそこ決まっています、なぜやらないかというのが明確じゃないんで、もうちょっと皆さんが理解できるように、皆さんもう入るもんだと思って、前回の議会でやられるという話をされていて単費でという話もされている中で、なぜこう変わったのか、皆さん聞いていても共有されていない。要は情報がわかっていないという状態おかしいじゃないですか。その点も含めて、なぜやらなくなったかというのをもうちょっと皆さんわかりやすく説明してほしい。

○ 座間味秀勝村長

前回の答弁で、私はWi-Fi環境整備について実施に向けて取り組んでいきますという答弁をしている。実施に向けての実施することが必要かどうかということも含めてということ。そこでアンケート調査等をして、特に普段からそこを使うという頻度は非常に少ないということとということとあります。先ほど他は何で整備したのという話ですが、他の整備というのは目的が違うんですよ、要するにワークプレスというのは、例えば屋外で島外から来た人、観光で来たけれどもそこでWi-Fiを利用して仕事のやり取りもできるよねという、そういう場所を作るというのがワークプレスの考え方ありますので、そこはまたご理解をいただきたいと思えます。

○ 玉城広喜観光産業課長

大変申し訳ありません。先ほど総務課長がですね、ワークプレスの場所について渡嘉志久海岸公園と旅行村ということ答弁いたしました、ワークプレス事業については渡嘉

志久の海岸公園と森林公園、この2か所の整備になりますので訂正を私のほうからいたします。

○ 2番 国吉栄治議員

これもアンケートでも早急に作ってほしいという村民の意向もあって、前回やるやらないの言葉でさえも、そこに前向きに検討していくという話をされるのであれば、今後どういった返答であればやってくれるのか。住民が求めている内容、そんなに難しい内容じゃないですよ。他も繋がっている中で、村長も観光協会の会議等で使われていますよね、あの場所。そういった中で全く会議に使っていないような場所だったらわかりますけど、コロナ禍でも基本的に使われる場所であるのであれば必要であるし、やはりそういうニュアンスでみなさん取られて、期待していた方々もいらっしゃると思いますので、先ほどの答弁内容で、じゃあ、はい、わかりましたというかたちで到底理解できないと思います。そういったことも含めて、今回やられないという発言ということで最終確認よろしいですか。今年、今後こういった検討はするんだけど、今回、4年はもう考えられていないということでもよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

使用頻度、使う目的、年間どれぐらい使う必要があつてということ、そしてもう一つは維持管理の問題、例えば阿波連生活館については区長に管理をお願いしているんですが、そこでの調整もすべきかなと思いますので、そこは今後も検討はしていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

今回、確か条例案の中に阿波連生活館の使用について料金についても入ってますよね。その点も含めて、今回、決めている内容というのは金額が確か発生していたと思うんですけど、そういった点も含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますので、前向きによりしくお願いします。

続いて5番ですね、渡嘉敷港巻上機について、こちらも先々月から確認したところ、先々月に事故があったと伺っています。前回も聞きましたが、安全対策等を含めた使用の際の注意事項ですね、これどういうふうに案内されているのかということと、内容について再度伺います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。安全対策等ということでございます。使用の際の注意事項これについては安全対策等については、巻揚機小屋入り口に巻揚機利用遵守という項目を張り出しております。遵守事項に利用者は巻揚機を使用するにあたり2人以上で行い、通行に配慮し、安全管理に努めること。と記載をしております。この巻揚機小屋の鍵を貸し渡す際にも安全対策に配慮するよう重ねてお願いをしているという状況であります。

また、車輛への安全対策としてバリケードですね、単管で作ったバリケードがあります。

この2個を配置をして対応するというので、お願いをしているという状況であります。

○ 2番 国吉栄治議員

まずこの事故の内容について、職員さん把握されていますか。この先々月に事故があったという話なんです。

○ 玉城広喜観光産業課長

事故については、担当のほうから記録簿で報告を受けております。

○ 2番 国吉栄治議員

その内容について話せられないと思うんですけど、今回、追加で安全対策で必要な事項というのは、何だと捉えていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

今回、事故が起こった要因について検証しております。その中で、その当事者から翌日ですが、あやまりの連絡をいただいております。バリケード等を配置しないで、船を揚げたということで謝罪の連絡もありましたので、今後、気を付けて利用していただくようなことを伝えております。

○ 2番 国吉栄治議員

問題と対策内容がわかってらっしゃるんで早いと思うんですけど、再三言っている内容でいうと、たぶん告知がやはり不十分なのかなと。あと今後入ってくる船も多々増えてくるといろいろな方面から聞こえてきます。もともと使っている真面目に利用されている方々がやっぱり不便強いられたり、何かしらの事故に巻き込まれるというケースも、もう既に増えてきそうな予感がしていますので、この点についても早急に対応していただければいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、6番、職員住宅建築についてということで、度々、補正予算のときに、僕、確認させていただいているんですけど、こちらのほうについても、今回、予算書含めてちょっと、はてなという部分があったので、まずは1番ということで、今回の職員住宅の施設概要と進捗状況を、再度、村長に伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。令和3年度渡嘉敷村職員住宅整備事業というふうにしております。これについては、令和4年、去った2月3日に公募型プロポーザル方式により提案募集を公告を実施したところ、1事業者の応募があり2月25日に審査会を開催し、契約予定事業者を選定をしております。これからですが、3月中に契約を締結し、令和4年度に繰越した事業を実施していくという予定であります。

○ 2番 国吉栄治議員

因みに、これ村長、公募期間って、どれぐらいで出されたんですか。何軒ぐらいの応募がありましたか。

○ 金城満総務課長

2月3日に公告をしまして、約1週間、9日までに参加の意思ですね、応募の申し込みを設定しまして1事業者の応募がありました。

○ 2番 国吉栄治議員

これ公募って1週間でいいものなんですか。9日間、3日から1週間ですので、その期間でいいものなのかちょっとわからないんで、ちょっとお伺いしたいのと、未だにあれなんですかね、前回聞いたんですが、指名入札というかたちなんですかね。そして1社なんですかね。その点を含めて確認します。

○ 座間味秀勝村長

先ほど総務課長が説明しました公募期間という話なんですけど、この公募型プロポーザルというものについてなんですけど、2月3日に、こちらがまず公告を出しました。この公告に参加しますかという意思表示を1週間としました。そしてじゃあ、どういった提案がありますかというようなものは、それからさらに1週間ですからトータルで2週間、2週間後にどういった企画提案をしますかというものを出示してくださいというふうに設定をして、公募をしたということになります。それに1社の応募があったということです。

○ 2番 国吉栄治議員

じゃあトータルで2週間ということと、応募というのは指名じゃなくて、本人から直接来たというかたちでよろしいですね。因みにですね、これ建築費・規模・構造・耐用年数・予定家賃等というふうに書いたんですけど、ここで答えられる範囲でいいんで、こちらのほうもお伺いしていいですか。

○ 座間味秀勝村長

まずこの建築費というのは整備そのもの全体、設計から何から全部一切含めての企画提案ですので、それが全て含めて3千万円という目安を設けました。これ3千万円で発注するわけではありません。これは目安ですよというかたちで示しております。一棟ですが2世帯に分けるといようなかたちでの募集をかけております。延べ床面積でいうと77平米、23.29坪と23坪余りという建物ということになります。木造平屋建てで2世帯で家賃の算定については、まだ決定はしてありません。これ木造住宅が果たして何年間持つのだろうか、そして何年間でどれぐらいの、例えば維持管理に係るコストが考えられるのか、そこらへんをしっかりと検証したうえで、契約なり家賃設定なりをしていくと、今その作業に入っていくという段階であります。

○ 2番 国吉栄治議員

そうするとですよ、これ2番のほうに繋がると思うんですけど、ちょっとこの質問度々させてもらっているんですけど、例えば予算が計上されていないで補正のほうでいきなりでてきたりしてたものですから、ちょっと確認なんですけど、こういった聞き取りとかはされているんですか。建築するあたり担当課内とかで相談されたり、アンケートされているのかというのをちょっと伺います。

○ 座間味秀勝村長

今回この2世帯については、今現在も民間の住宅をこちらで借り上げて職員、会計年度任用職員等を住まわせているという状況もあります。そして今後、産休や育休などで休まれるというような人も出てくるというような状況が見られます。その際に島外からどうしても職員を採用しなければならないという状態も考えられます。そして人事異動による移動、そこでの利用ということも考えられるということでもありますので、今回この2世帯を建築するにあたって、特に、今いる職員が、ここに移りたい人がいますかというアンケートは取っておりません。

○ 2番 国吉栄治議員

何か僕が聞いたかった質問では、村長、違うところ考えられて答えられたのかなという感じなんですけど、耐用年数とか利用の金額とかも、これ職員さん向けですよ、因みに。職員住宅ということでやられるのであれば、その点、話し合っただけで決めていかないといけないのかなというところと、あとちょこちょこ建つことはいいことだし、住むことはいいと思うんですけど、誰も把握できないようなかたちで進められると、例えば、何かの責任とかというのは、これどういったかたちで捉えているのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

誰も把握していない状況で進めているという質問の趣旨がよくわからないんですけども、この事業そのものは、私が先導して、ぜひやりましょうということで旗振りはしているんですけども、私が事務の全てをやっているわけではありません。これは総務課の中で担当してもらって、この事務を進めておりますので、先ほどお話がありました、この耐用年数云々ということについても、今、決まっているのは契約予定者であります。契約するかどうかは、今後の協議次第であります。今後いくらで、じゃあ建てましょうかという契約をするのは、相手が企画提案してきた内容と、こちらが希望するものとのすり合わせをして、じゃあこれでいきましょうねというかたちが決まって、それで最終的な建築費、整備事業費、これが決定をします。これを決定した段階で契約ということになりますので、これが決定しないかぎり、家賃の算出というのも現状はできないということです。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほど言った話が要は誰も知らないというのが、余計な僕の解釈なのかもしれないんですけど、前提は新しい物ができる、住む場ができるというのは、すごく有り難いことだと思います。ただ予算案とか見ても出てこないし、補正で急に上がってくる流れの中で、近年のところというと、竹富島だとか座間味島だとかいろいろ横領問題等含めて、問題になっているんじゃないかなというところも懸念してですよ、特に村長はおっしゃられるじゃないですか。今回その従業員の人たちも民間の家に泊まらせてとか、そういう話をされるじゃないですか。そういった点踏まえて、プロポーザルサイトもですね、これ見積と発注、1事業者だけですか。1事業者だけでされているんですか。またちょっと話戻ります

けど、プロポーザルのほうって見積と執行のほう、決まったほう1社だけということですか、同じ業者？

○ 金城満総務課長

議員が先ほど来、言っている村長がトップで旗振りしているけれども、職員がわかっていないんじゃないかなというようなことをおっしゃって。

○ 2番 国吉栄治議員

そこは解釈の違いなので、そこじゃなくて、今、聞いたのはプロポーザルのことでもあるけど、どうしても予算書とか諸々に載ってこないところで僕らはそう思うというところでお伝えしたとおりで、そこからプロポーザル、先ほどの答弁も課長と村長で違うのもちょっと不思議なんですけど、1週間と2週間というような話で、こういったところです。こういったところで、常に問題が発生していると思うんですね。時期の問題だとか、特にプロポーザル1社という話なんですけど、こちら前回同様の指名入札でしたっけ、どういったところで発生しているのかということも合わせて。

○ 金城満総務課長

まずですね、そもそもプロポーザル方式、これ提案募集型ですので、通常の一般競争入札、それから指名競争入札とは、まずやり方が違いますので、先ほど公募期間の中で、それは大変失礼いたしました。1週間。業者から提案の意思表示が1週間その後にもた出してもらい、いろんな図面とか、そういうものを出してもらいのに1週間ということで、2週間というのは設けております。ですので入札、これからかけるのではなくて、その後きちんと審査会というのがあります。プロポーザルで1事業者ができました、提案がありました。これに対して役場の組織内の課長職以上の方々に委員の皆さんで審査会を開いて、契約予定事業者というのを決定しておりますので、入札方式とは、もうそもそも異なりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○ 2番 国吉栄治議員

これって見積業者さんと応募数って1件だけなんですよね、これ見積業者さんと、この応募の業者さん一緒ということで、そちらのほうは問題ないんですか。僕わからないんで、ちょっと聞きたいんですけど。

○ 金城満総務課長

今、議員がおっしゃっている見積というのは、予算立てするときに、当初、確か1千200万で当初予算で計上しております。ちょっと予算についてはすみません、途中で補正して3千万、ただ当初もちろん予算計上しております。令和3年度当初も、ただ当初はですね、じゃあどんなふうに職員住宅を造るかという中で、プレハブ方式を考えておりましたので、その中で見積った額が当初予算に載せた額ということになります。それからいろいろ協議している中で、なかなかプレハブというのは耐用とか、いろいろ考えたときに、その構造では非常に難しいだろうということで、いろいろ協議した結果、現在の提案してい

ただいている木造も含めて検討しようという中で、当然、参考見積として業者さんから見積を徴取しますので、その中で見積を徴取するして事業費の補正をしてトータル3千万ということで予算計上しているというふうになっております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。流れはわかりやすかったです、ありがとうございます。ただ見積業者さんとそのプロポーザルの方法、業者さん一緒に大丈夫なんですかという質問なんですけど、その点がわからなかったんで。

○ 金城満総務課長

これ大丈夫というものではなくてですね、私たちはしっかりと公告をして提案型プロポーザル方式という方式を取っていますので、広く周知をしているわけですね、その中で、今、議員がおっしゃるとおり同じ業者さんといいますけれども、それは同じ業者さんになる場合も当然あると思います。今回はそういうケースだということで理解をしております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

再度確認になりますが、この点について見積業者さんが、たまたま一緒になったというケースはわかりました。わかりましたが、ここ応募期間に関しては、答弁のズレも若干ありながらのうえで、村長、課長、話がちょっと違ったなというところもありまして、そのうえで見積業者さんと、このプロポーザルの業者さん一致というところは、特に問題ないというふうに捉えているんですね。

○ 金城満総務課長

その点については問題ないというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

了解です。再度になりますけど、造られることはいいことだと思いますので、ちょっと透明な部分が流れていって、こういう流れになったというのもわかりましたが、今後はもう1点だけなんですけど、村長、施政方針のほうにも載っていましたが、今、造っているのは、村職員さん向けのものというふうに伺っていますけど、公営住宅としてのものというものは、ずっと予算から入札がある云々の前に予算書から抜けていると思うんですね。この点は、ぜひ考えてほしいんですが、どうでしょう。

○ 座間味秀勝村長

はじめの施政方針の中でもお話をしましたけれども、RC造り、要するに鉄筋コンクリート造というものについて、2年間にわたって入札不調が続いたということであります。それでなんだったら造れるかなということで、木造ということに着目をして取り組んでいるということであります。今、令和4年度の当初予算に、公営住宅の建設費がないという

話だと思えます。これについても当初の施政方針の中で、計画を棚上げしておりますと、いうふうに話をしております。この木造のほうが安価に、安く造れるという現状もあります。実際、耐用年数、住み心地こういったものを勘案して、今後、木造ということでの公営住宅での建設の取り組み、ここも進めていってもいいのではないかということについては考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

了解です。できることには、本当、住む場所が少ないという話で、僕らも住民の方々からたくさん声をいただいております。やはり近年、そういった各村の不祥事といいますか、凶らずとも、そこを指摘されて、問題になっているケースありますので、本村においても、去年でも2、3回、何か予算というか執行の遅れとか、手順不届けがあったので、その点も含めて、この点も注意されてやられればいいなかと思います。以上をもちまして、僕の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

午後1時30分より再開することとし、暫時休憩といたします。

再開します。

次に3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

皆さん、こんにちは、一般質問に先立ちまして一言お礼を申し上げたいと思います。住民からの要望があり、昨年3月議会で、私が一般質問で上げさせていただきましたフェリー渡嘉敷の一階部分の足の弱い人のために座席をとというお話をしたんですけども、今回のドックで取り付けしていただいたということで、迅速に対応していただき誠にありがとうございます。それでは通告書に従って一般質問をはじめさせていただきます。

まず、1つ目にマリンライナーとかしきの欠航に伴う代船運航について伺います。1番目、すみません通告書のほうでは1月22となっていたのですが、1月21日金曜日のマリンライナーとかしきの2便目欠航に伴い、フェリーとかしきが夜間に代船運航しましたが、その原因と代船を出すということになった経緯を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。1月21日金曜日、これはマリンライナーとかしきの2便目が欠航したこと、まずこのことについてのお詫びを申し上げたいと思います。欠航の原因であります、この欠航の原因はマリンライナーとかしき、2便目の泊港出向前のエンジン始動時の点検において、左舷主機燃料給油ポンプから燃料フィルターまでの間の配管上に生じたピンホール小さな穴から燃料が漏れだしているというものを確認をしております。その場でゴムチューブを巻き付けるなど応急処置を施したのですが、かなり圧力が高いためにですね、それでは燃料漏れを止められないというような状況がありました。

このためもう既に乗客も乗っておりまして、これから出向するかというような段階でしたので、この乗客の輸送のためにフェリーを折り返し運行するというような対応をしております。

○ 3番 新垣一史議員

欠航の原因のほうを今伺ってわかったんですけども、ピンホールからの燃料漏れということで、その前の週にも確か燃料漏れのトラブルで2日間欠航していると思うんですが、その整備にあたって、そことの関連性はあるんですか、全く別物ということですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員の質問にお答えいたします。前の週の原因は、燃料ではなくて、排気マニホールドからの冷却水のしみというんで、それが生じてその不具合が生じたということでありまして。

○ 3番 新垣一史議員

今の答弁で、全く別のトラブルということがわかったんですけど、その②の質問のほうに移っていくんですが、今の答弁からも全く違うトラブルが2週続けて起きているということで、以前の議会でもお話ししましたが、以前からトラブルの多さが指摘されていますけれども、今回の件も踏まえ改めて離海振や造船会社、本村ですね、3者間で改めてトラブルに対しての今後の対応だとか、そういった、もし代船を出した場合の事故、あとは何か損害があったときの損害賠償とか、そういった責任問題がこちらに降りかかってこないかどうかとか、そういった件も含めて3者間で何か話し合いをされたことありますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

まず、今ご質問の中に賠償問題というお話がありましたけれども、欠航したことによる賠償ということかと思うんですが、そこはそういう取り決めにはなっておりませんので、特に賠償が発生するというようなことには現状なっておりません。議員の最初の前段のご質問なんですけれども、まずこのトラブルが起こる前に定期的に点検を行っております。これは離島海運振興株式会社、これが船舶維持管理支援業務ということで委託業務をしまして、その中で随時、現場におもむいて、実際に船に乗り込んで不具合、そういったものがないか、事前にわかるものについては、その点検整備等を行っていると。その改善策については、この間のトラブルもそうなんですが、前回のトラブルも含めて、造船場及びエンジンメーカー当然、離海振も含めて、その都度対策を講じてきているというのが現状であります。

○ 3番 新垣一史議員

その都度、対策を講じているということなんです、その都度話し合いはされているということよろしいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

質問にお答えします。こういう緊急的なものにつきまして、直ぐそこに集まって話し合

いというのがなかなかできないんですが、船長、機関長が現場にいますので、そこが離海振職員を呼んで、造船場のほうは県内ではないですので、あとエンジンメーカーについては、代理店が沖縄県内にいますので、そこに来ていただいて、その中で話し合いはしております。ただ私が直接立ち会ってはいないんですが、その報告も受けております。

○ 3番 新垣一史議員

この中で、先ほど聞いた損害賠償という話で、村長のほうからそちらはお話されていないということなんですけど、例えば、今、質問に出している1月21日の代船のとき、私どうしても、翌日、午前中に朝早く予定があったので、私もこの代船に乗船したんですけれども、代船がでていただいたのはすごくありがたかったんですが、ただ通常、日中運行をしている船員さんたちが、夜間航行する、日中しているフェリーが夜間運行するということあたり、やはり危険性を伴うこともあると思います。もしそういった場合に、事故が起きたとき、乗客や乗客の家族から損害賠償等を治療費の請求等、そういった話がでることもないことはないかと思えます。あくまでも想定の話ですけれども、そういった想定もして、前もって話し合いもしていたほうがいいのかと思うんですが、これだけトラブルが多いとですね、その件について見解を伺いたいと思います。

○ 我喜屋元作船舶課長

今の質問にお答えいたします。船舶の事故については、保険に入っておりますので、そういった面で適応できると思えます。ただ今のエンジントラブルで、例えば他の用事なり、そういうものがすまなかったとか、そういったものについての賠償という話はもちろん保険には適用されませんが、それを造船場とか離海振と話し合って、それが可能なのかというかそういう事態が発生したときのことを受けて、補償がどうなるのかというのはちょっと、今、即答はできませんけれども、ちょっとそのへんを確認して、後日お答えをしたいと思います。

○ 3番 新垣一史議員

今、船舶課長から答弁していただいたような内容をお伺いしたかったので、今のところまだ話し合いのところされていないのであれば、そういったことも想定して話し合いを続けていきたいのと、あと通告書提出した後に、先ほど、村長の施政方針の中にもありましたけれども、現状マリンライナーの船員さんがコロナに感染または濃厚接触ということで、現在も運休している状況の中で、村のホームページのほうに10日まで運休、11日から運行、再開とは書かれていなかったんですけど、10日まで運休ということで11日から運行再開だと思われる私も含め住民も多いと思うんですが、周りから聞こえてくる声だと、それよりも延びそうだという声が聞こえていますので、実際、現状、運行再開がいつになるのか、もし明言できるのであればお願いしたいことと、あとこの年度末でどうしても那覇に行ったり来たりが多くて、日中の用事をするためには現在フェリー1便だと2泊しないといけない、何でライナーが泊まっているのにフェリーを増便しないんだらうとう声も

多く聞かれています。それに関してもちょっとお伺いしたいと思います。

○ **我喜屋元作船舶課長**

ホームページに出している10日まで運休と、その後11日から復旧するかと、これ大変申し訳ございません。今そのメッセージを修正する予定ではありましたが、まだそこは修正しておりませんが、今のところ乗組員の陽性者の現状からお話しますと、11日までがルール上の自宅待機の期間となっておりますので、今、乗組員3名、陽性者が確認されておりますけれども、一番早い方と次の2番目に陽性になった方が解除になるのが12日からになりますので、今のところこの陽性者の中、あるいは新規感染者が増えなければ、12日からの運航再開を見越して。

○ **玉城保弘議長**

休憩します。

再開します。

○ **我喜屋元作船舶課長**

大変失礼しました。今3名の陽性者の方がいるんですが、一番早い陽性者の方の解除になるのが12日からになりますので、12日からの運航再開を目処としております。但し、その間にまた新規陽性者が、ライナーの乗組員の感染者が出るとずれる可能性がございます。

フェリーの、ライナーを運休していることに伴い、フェリーの2便運行ということではありますが、今のところ検討はしておりません。

○ **3番 新垣一史議員**

今のところ検討はしていないということなんですけれども、早くて12日からということなので、やはりそういう声も多いので検討していただきたいのと、感染してしまったらしょうがないことだと思うのですが、今後またそういった感染者がでた場合にどうするかというのも含めて、早急に対応していただきたいと思います。船がないのは不便ですので、あと規定のエッセンシャルワーカーにあたると思うので、もう少し早い対応ができるのかなと思います。そのへんも含めてよろしくお願いします。

2つ目の質問に移りたいと思います。観光産業に関連する環境美化について伺います。

まず1つ目、泊港北岸待合所の一角が物置の様で残念だったと観光客の声を聞きましたという住民からの話がありました。観光業が基幹産業の本村は玄関口である待合所で、そういう思いをさせてしまったというのが、すごく残念なことだと思います。早急に対応したほうがいいと思うが見解を伺います。

○ **座間味秀勝村長**

議員のご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり泊港北岸待合所の一角テレビの置いてある所になると思いますが、高速船の備品等が山積みになっているという状況があります。おっしゃるように乗客待合所としては好ましくない状況と考えておりますので、その備品を収納する場所を確保するという観点から、その一角をきれいに仕切って見えな

いかたちでの保管をしてはどうかというふうに検討をしております。

○ 3番 新垣一史議員

別の場所の確保が難しいというのであれば、今、村長がおっしゃったように目隠しをしてお客さんの気分を害さないような収納の仕方というのを、ぜひ早急に対処していただきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。その下②に移ります、渡嘉敷港高速船乗り場ポンツールの向かい側の岸壁のほうの空き地の草木が伸び、景観が良くないという声を聞きました。実際、私も見てそう思ったんですが、島の玄関でもある港周辺のため何か対策したほうが良いと思うが見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご指摘のとおりですね、浮棧橋の向かい側ということなんですが、向かい側だけではなくて、産業バースのほうは物置をしているような場所、そこにもかなりモクマオなど雑草雑木がかなり繁茂しているという状況でありますので、そこは使用貸出等については沖縄県のほうで行っております。ですから終わった後の片づけ等も含めて、しっかりと管理をしていただくように、県のほうに対応をお願いしていくというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

村長、おっしゃるように、その一部だけではなくて産業バース道路沿いモクマオだったり、施政方針にもありました、ちゅら島美化清掃あのへんよく清掃はするんですけども、やはり草が伸びている所とかに空き缶だったりとか、ペットボトルあと発泡スチロールそれが引っかかって、その場に溜まってしまっている、そういったこともあるので、もし可能でしたら、このちゅら島美化清掃、協力していただいている村民の皆さんも多いので、そのへんも含め、県のほうと話をして、こちらのほうも早めに対処できたらいいかと思えます。よろしくお願ひします。

3つ目の質問に移ります。①こちらはホームページのほうに掲載されていたので確認はしたんですが、私は見たんですけど確認として伺いたいと思います。先月3回目のワクチン接種となる集団接種が行われましたが、2回目の接種済んで3回目未接種の人数を伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。第3回目となる新型コロナウイルスワクチン集団接種、これは2月16日、17日の2日間実施をしております。今回の対象者というのは2回目接種から6か月を経過している方という、そして18歳以上ということになりますが、それが対象者が458人で391人が3回目の接種を完了したということになっております。それ以外の対象外者2回目から6か月を経過していない、または18歳未満という方については61人となっております。全体では未接種は128人ということになっております。

○ 3番 新垣一史議員

確認なんですけれども、自分はホームページのほうで見たのが、一昨日でしたか人数確認したのが、それからすると9人3回目接種者が増えているんですけど、集団接種以外でこのワクチン接種があったということですかね。

○ 新垣聡民生課長

はい、お答えします。集団接種以外では個別接種では3回目はまだ行っておりません。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 3番 新垣一史議員

ホームページでの発表は382名で、今、回答いただいたのが391名で9名増えているんですけども、この差のことをちょっと伺いたいです。

○ 新垣聡民生課長

先ほどすみません。報告したのに誤りがありました。確かにホームページで示しているとおりに集団接種は382名と、先ほどの391名に関しては3回目ではない方が、その集団接種の中に混ざっているということです。

○ 3番 新垣一史議員

では391名の中には2回目だったり、1回目だったりの人がいらっしゃるということでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

はい、そのとおりでございます。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。ありがとうございます。②の質問のほうに移っていきたいと思います。ホームページの数があたっていているということなので、2回目受けられて未接種の方が137ということだったんですけども、先ほどの答弁だと128ということになるんですが、この3回目未接種の方々と、また6か月経過していないという話もありましたので6か月経過後、今後、集団接種の予定はまたあるのでしょうか。また、2回目まで済んだ、特に今の中学校3年生とか進学等で島を離れる方たちの島に戻ってきて接種を受けることができるのか、そういった予定はあるのかを伺いたいです。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。今後の集団での予防接種ということについては現時点での予定はしておりません。現在これまで同様、希望者が6人集まった段階で6人を1組という単位で調整をして診療所での個別接種ということを実施しているという計画であります。また進学等で島を離れる学生や保護者と考えられると思いますが、これについては、原則として居住地ということが言われておりますので、居住地で接種するということにな

っておりますが、希望があれば個別接種をすることは可能というふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

進学等で島を離れたお子さんや親御さん、要望があれば可能かと思うということで安心したんですけれども、ただ未接種の方の人数がけっこう多いので、集団接種検討されてもいいのかなと思うんですけれども、今後それを検討してどうしていくかというふうには進めていただけないのでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

現段階で集団接種を予定していないという理由に関しては、いろんな団体等との共有が必要でありますので、取り敢えず民生課内で協議をして県の対策本部や、あと医師会等々と協議をし、その要望等も強ければ集団接種を行っていいかと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

国の方でも感染防止対策のために3回目接種のほうを推進しているので、村内からもし人数が集まり次第、個別接種というこの人数対応するのも大変だと思いますので、できれば今おっしゃられたように集団接種が可能になるように、協議を進めて対応をしていただきたいと思います。

③の質問に移ります。現在村内でも週に1回PCR検査を行われていますけれども、自己負担、補助もあり600円ということなのですが、県内では県民を対象に各地で無料PCR検査が行われていますけれども、本村のPCR検査のほうも無料に出来ないのか、また無料にできない理由があれば伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。今年度実施をしておりますPCR出張検査、これについては10月からこの3月いっぱいまでということで557人、現時点で検査を受けているということであります。この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行っておりまして、感染防止対策について村民の方々の意識向上へも繋がっていると、いうものと考えております。今後ですが令和4年度についても、この事業を活用するというところで要望を行っており、この概要についても同じ内容で事業費を提出しているという状況であります。交付金の事業概要ですね、事業を要望していると。これについてはこれまで自己負担をいただいておりますが、じゃあ自己負担なしということもありかということ、これについても県の担当に確認をしたところ制度的には問題がないだろうという回答をいただいているということでもあります。自己負担の無料化についてはコロナ交付金と他の事業の事業費との兼ね合いもありますので、そこの調整をするなどして無料化に向けては前向きに検討していきたいというふうに考えています。

○ 3番 新垣一史議員

ありがとうございます。前向きに検討していただくということで、無料化できればちょっとした心配でも検査数も増えて感染防止に役立つと思いますし、既に南大東村、伊是名

村は無料で行っているようですので、ぜひ本村もそれが可能であればできるように進めていただきたいと思います。

コロナ関連4番目最後の質問です。1月に本村でも感染者や濃厚接触者が確認され自宅療養、自宅待機を余儀なくされたが、その時の村によるサポートや対応について伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。感染者あるいは濃厚接触者については、診療所や南部保健所などと村の保健係そして保健師、これらは情報を共有をして支援を実施するという態勢を取っております。内容については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金これを活用して生活物資、この外出できない期間、生活物資の支援を行うこととして、これについては10月の臨時議会で予算化をしております、感染者、濃厚接触者に対して、制度についての説明を通知し、村のホームページでも告知を行っているが必要な方からは電話にて対応をするというふうにしております。これまでの実績としては2名が、この制度を活用されているということでもあります。

○ 3番 新垣一史議員

2名の方が制度を利用されたということで、自宅療養の際のこういった制度がありますよというのは個別に説明を行っているということによろしいですか。

○ 新垣聡民生課長

先ほど村長が答弁したとおりに、保健所、診療所等々情報を共有しておりますので、それが判明した時点で、その方々には紙を持って、こういう制度がありますというふうに通知をして、その後、自宅待機をされてから電話等にて連絡を受け、置き配をするよということで対応をしております。

○ 3番 新垣一史議員

昨年までは2名の方だったのが、今回、数が多かったのでこういった対応をしているのか心配だったんですけども、そういった自宅療養中、外に出られない場合でもそういった対応がされているということなので安心しました。また今後もまだ終息していませんので、そういった状況をもしかしたら、これよりも多くの感染者が出る状況というのも想定されますので、そういった場合でも対応できるような対策を今後も検討しながら続けていただきたいと思います。

4番目の質問に移ります。離島住民運賃割引制度について伺います。現在行われております離島住民運賃割引制度だが、これまでの規定に加え、両親や家族が村内で独居などして、世話をしに来島する島外在住の家族にもこういった制度が適用できないか。地域包括ケア推進を進めている国の観点からも有効だと思うんですが見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。離島住民運賃割引制度これについては沖縄県が実施をする。

沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業というもの、これを活用して実施をしているという状況であります。あくまでも離島住民や離島出身高校生や学生等を対象としているため、議員ご質問の件については、本事業の対象にはならないということになっております。実施するとなるとおっしゃる内容を実施するとなるとですね、今後、単費での助成事業を検討するののかということになるのかと思うんですが、対象となる方の来島の目的、内容、何をすることが介護というふうなお世話というふうに定義するのか、実際、じゃあそれをどうやって確認するののかということが非常に難しいと思っております。現時点においては、その世話の内容ということについて、例えば、家族、このパターンによってもいろいろ違うかと思っておりますので、現時点においては公正公平に審査をするということが非常に難しいのかなというふうに考えております。現時点では実施という段階ではありません。

○ 3番 新垣一史議員

審査のほうが難しいということですがけれども、面談において、さらに小さな島なので家族がどこまでの介護かとか、見てもらう方がどれぐらいの症状かということも大事なんですけれども、やはり島で1人で独居で暮らされている方は時になんですが、家族が会いに来て世話をする、様子を見に来る、見守りみたいなことですね。もちろん地域包括ケアの感じからいうと行政だったり、地域住民が行うことも多いんですが、やはり家族が会いに来ることがその人が健康状態を一番持続するにはいいのかなと思うところもあり、先ほど村長が単費と申されましたけれども、包括支援の助成金だったり、また他に同じように考えられている小さな離島もあるかと思えます。そういった制度があるとぜひ利用したいという離島もあるかと思えます。なので今のところ検討する予定はないということですが、予算の確保も含め検討事項として進めて行っていただきたいんですけれども、村長の意見としてはどういうふうに思われるか見解を伺いたいと思えます。

○ 座間味秀勝村長

まず基本的にこちらに住まわれている方がお年寄り介護が必要というような状況がありましたら、例えば船賃がネックとなって、じゃあ家族が来ないという状況があるのかな、という私としては、そこはどうなのかなというふうに考えます。週1だったり月1であったりとかというかたちで来られる方がいたとして、それは子供として、あるいは家族として当然果たすべき役割だろうというふうにも考えます。こういったことにも全て公費が援助をするということが果たしていかなものかなと。こちらでは地域包括支援センター等を中心に、見守りであったり包括ケアもしておりますので、さらにそういったところまで必要なのかということについては、少し検証が必要なのかなというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

村長、おっしゃるように、もちろん心配であれば家族が見に来る、それが来られないのが船賃がネックなのかと、そうじゃないかもしれないです。ただ助成してもらえることによって来る機会が増える、独居の方、高齢の夫婦2人の方とかでも、家族と会うことによ

って健康寿命が延びる。介護してもらっただけじゃなく面倒を見てもらっただけじゃなく健康寿命を延ばしていく、まさに地域包括ケアの観点で、おそらく2025年をめどに推進して、構築していくという行政方針にも掲げていましたけれども、それも考えると、そういった行動を村のほうでこういった活動をしています。こういった試みをしていますというのもいいのかなと思います。なのでぜひ前向きに、この件、検討していただきたい。

あと、先ほど審査が難しいということでしたけれども、面談してどういったことで島を訪れるのか、もちろん面倒見に見守りをしに来る以外の方たちにも適応してくださいということではないです。それを上手く利用して安く来るとか、そういったことは面談とわかるかと思います。離島住民カードみたいなものを発行することもできますけれども、そうじゃなく、今、医療費で船賃補助やっているようなかたちで、後から申請していただいて、半額なり1千円なりとか決めたお金を後で助成するというかたちも取れるかと思います。なのでそういったことも含めどういったかたちでできるのか、支援を見据えた話し合いとこのをしていただきたいんですけれども、そういった話し合いを持っていただけるか、ちょっと伺います。

○ 座間味秀勝村長

検証、検討はしていくべきだとはお持ちしております。どういった中で、あるいはどういった計画にこれを位置づけて予算がかかることです。様々な要望がありますが、全てを聞き入れることは到底無理なわけですから、必要なことやったほうがいいよね、あつたらいよね、これはないといけないというそこらへんの分類をしっかりとしていかなければいけないと思いますので検証、検討をする過程で、そこをしっかりとらんでいく必要があると思っております。

○ 3番 新垣一史議員

確かに予算がかかることなので充分、検証、検討をしていただけていいことではあると思いますので、前向きに検証、検討をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

次に4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

まず青少年旅行村の備品の管理状態について聞きたいと思います。バーベキュー用の高価な移動鉄板セットが10セットぐらいありますけど、倉庫がないのか、トイレ内の片隅に置いてある状態です。衛生的にもよくないと思いますが、いい方法はないでしょうか。村長、答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。ご指摘のバーベキュー釜鉄板については、以前から指定

管理者と協議を重ねておりまして、青少年旅行村キャンプ場西側の入口、ヒズシ渡るところですね、そこにごみ集積場所があります。ブロックで造った建家が2棟あるんですが、その部分を利用して格納をするということを今考えておりまして、それに向けての計画をしております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、村長がいうのは、その小屋のことですか、小屋が2棟あるんですけど、そのことをいっているんですか。これは村の小屋でもないし、個人の小屋ですよ。だから僕もそう思ったんですよ、あの小屋が個人的なものだったら、それを借りるなり買うなりして倉庫みたいに造ったらいいかと、今現在、管理している方もそういう話をしていましたけど、でもこれ探してみたら個人のものだそうですよね。これで個人のものを入れているから空いていないよと断られたんですけど、だからどうしたらいいかと迷っているんですけど、村長としてはどう思いますかと聞いている、もう一度お願いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをいたします。今、議員が示している小屋というのは、その中にある○○さん所有の小屋かと思われませんが、そこに行く手前のごみを集積する場所で村が整備した建物になります。その建物が2つ並んでおりますので、その建物を渡るように屋根を設置しまして、そこにバーベキュー釜を格納したいというふうに今計画をしているところでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今その小屋に入れようといっているんですか、今の話は。あの場所に造るということ。要は、今現在トイレの片隅の中にバーベキュー釜があるから、それではまずいからどうしますかということを知っているんですよ。

○ 座間味秀勝村長

渡嘉敷村ヒズシに抜ける変電設備というんでしょうかね、ヒズシから慶留間に向かって延びている海底のケーブルがあると思うんですが、そのヒズシの海岸に抜ける手前橋を渡ってすぐの所に、ブロックで造った建家が2つあります。その間のスペースの部分を活用して、そこに収められるように造るという計画をしているということでございます。個人の建物ではないです。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

この10台のバーベキュー釜は本当に見事にステンレス製でガスも付いているし、鉄板も厚いし、有効的に使われています。これキャンパーを使うというよりも今まで修学旅行がたくさん来ましたよね。修学旅行の200、300名とか、そういう学生なんかはバーベキュー

するときに民宿もやっぱりレンタル関係とかして、有効的に使われたいんですよ。それがやっぱり現在、今、あっちにいくというのはいいけど、トイレの中にある時点が良くないなと思って今質問しているわけですよ。予定している倉庫みたいな所に置くのまではせめて、僕、思ったんですけど、ブルーシートみたいなきれいに確保してからロープで巻いていたらそんなに悪いイメージは付かないと思ったけど、あまりにも食べるのとトイレというのが、そこに置いていること自体が情けないことしているなと思ったんですよ。これぜひとも必要ですから、金額的にも釜というのは50万ぐらいするそうですね。1台が10台もあれしてから設備して置いて500万も使って、倉庫がないという自体がおかしいなと思ったからそうなります。だからその備品が悪くならないように倉庫造るなり確保するなりしてやってください。

次、2番目にキャンパーが使用する炊飯等のレンガ、釜等が壊れたのか取り捨てられているように思います。修繕が必要だと思いますが、そのことは最初にできた炊飯棟のレンガなんかが無くなっている感じがするんですね、要するに炊飯といたら飯ごうとかそういうのを掛けてやるんだけど、そういう格好がなくて、使いにくい感じのイメージを思いました。だから最初あったような感じでやってくれたら、キャンパーにとってもいい思いをしますから、そのことについては一言答弁願います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。議員の示すとおり、以前はレンガで造られた釜等が整備されておりました。指定管理者と協議をしていく中で、この釜も老朽化で非常に厳しい状況がありましたものですから、そういう中で現在のキャンプにする方々がけっこうこった方で自分の備品、釜とかを持ち込んでいる客も増えてきている。そういう中で直火でするよりはレンタルのバーベキューグリルと、先ほどのバーベキュー釜もそうですが、そういうものを備品を揃えてキャンプする方々を受け入れしておりますので、特に必要がないということから、今は取り壊して、それがいない状態になっています。

○ 4番 宮平鉄哉議員

元に戻すということが必要ないということで決めたということか、うんうん。キャンパーそういうならそれでいいと思うけど、僕から見たら完全にやりにくいだろうなと思ったんですよ、それで質問しているわけですから。

次の質問をします。村道阿波連線沿いの環境整備について、前々にも2、3回やった記憶がありますけど質問で。村道阿波連線で今の春の時期になったら花がいっぱいあるんですけど、最近イノシシにやられたのか何か知らんけど、人間の草刈りでなくなったかも知らんけど、とにかく花が前よりなくなったイメージがあります。これ島出身の方々がシーミーとか、十六日とかで沖縄本島から来て最近島に花が少ないな、見えなくなったなとかというのを聞いたんですよ。その人曰く各町村では、よく花のきれいなところ、要するに春頃花が咲いてきれいですよというような感じでそう言っています。このことはやっぱり

緑は多いけど渡嘉敷村は花自体が少ない感じで、そういう感じでやったら観光立村の村もいい感じだと思いますけど、花をいっぱいすることは考えられませんか、村長。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。美化ということで花これを増やしたらどうかということかと思っております。ユリの話がでましたけれども、以前は村内といいましょうか、島内、山に自生をしているようなテッポウユリですが、ちょうど今頃だともう相当咲いていたという状況であります。平成11年でしたかね、私、企画係のときのこのユリの球根を植栽する事業を助成金を貰って実施をしたことがありました。その後現在に至っては外来のイノシシの掘り起こしによる食害だと思われるんですが、自然の状態にあったのも、ほとんど見られなくなっているというような状況があります。ユリそのものを今どこにか植える復活させるというのは非常に状況としては厳しいのかなと思っております。今、村道沿いであれば桜ですね。これまで植栽をしてきた桜、そういったものを手入れをしながら、また今後それも機会があれば、また増やしていくというような取り組みもしていけるかと思えます。

またこれとは別に、花をいっぱいということで、観光産業課の方から学校などに花の苗などを配ったりするというようなことも実施をしておりますので、そこについては少し玉城観光産業課長の方からお話をさせていただきたいと思えます。

○ 玉城広喜観光産業課長

それでは付け加えてご説明をいたします。一括交付金を活用した美化清掃事業というのは実施をしております。その中で美化活動、場所でいいますと港待合所周辺、それからユクンジチ三叉路にも最近は苗木を植えております。それから毎年2月ですとマラソン大会がございまして、それに向けた花の植栽も実施しているわけですが、今年のご承知のとおり中止となっておりますので、両学校に苗を配布して花いっぱい活動になるような美化活動を実施しているところでございます。以上でございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これ花植えるにしても桜を植えるにしてもお金のかかることだから大変ではあると思えますけど、これ15、6年前に阿波連小学校の前とかモクマオがいっぱい保安林としてあったんだけど、それ、ばちばち折れてから林野庁が視察に来てからモクマオより強いやつをヤナブ木とありますよね。それを苗これぐらいのヤナブ木を800本と聞いたけど、それぐらい持って来て、それを植えるために村民と一緒に協力して植えたことを思い出しています。前にそういうのをやりました。そのときはやっぱり村長のいところですが、昌茂村長の時に、先頭になって苗を植えるのを一緒にやった記憶があります。だからお金のかかるこ

とだったら村民を動かして阿波連線に苗木を植えるとか、花を植えるとかという感じは、みんな喜んでやると思います。金がないからできないとかじゃあなくて、そういうのを放送なりして、やってくれたら実行できるんじゃないかとそう思います。村長もそれできる限り村民を集めて、先頭になって桜や花やらを植えるような感じを実行してはどうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほども少しお話触れましたけれども、以前から私も緑化あるいは花が咲く木、草花も含めて、あるいは実がなる木、そういったもの非常に関心がありまして、個人的にもたくさん植えてもおりますし、役場の周辺だったり、港の待合所の周辺とか、その花をできるだけ育てていこうということでやっておりますので、こういった活動を率先して行って村民にもどんどん広げていきたいというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、村長がいった感じも観光とも繋がりができることだと思います。苗木ばかりじゃなくて実がなる苗とか木とかそういう感じに繋がってくると思います。鹿児島県の沖永良部島あその島はテッポウユリかなんか観光産業発展させた所だと聞きました。渡嘉敷もやっぱり観光、春頃といったら、夏はユリは咲かないんだけど春頃というのは客が少ないときにそういう花が一面に咲いているときだったらピーアールもできるし、その来た連中がまた帰ってからすぐくきれかったよとかという感じで、自然とお客さんが来るような感じのイメージになりますから、それを実行してもらいたいと思います。

議長、これで一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

次に5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

それでは通告書のとおり一般質問をさせていただきます。まず最初にクリーンセンターのスクラップの搬出についてなんですけど、1番目として、業者の選定について、入札なのか随意契約なのか、そのへん伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。クリーンセンターにこの集積している鉄くずこれについては、ここで約3年間ほど業者の引き取りがない状態、引きっていただけていないという状況が続いております。これは最近になって単価の上昇そしてコロナ禍で、そしてこれまでに処理をしていた業者に試験的に処分をして…。

最初からいきます。この3年間ほど鉄くずの引き取りを行ってもらえていないという状況が続いております。最近になって、今、世界的に鉄くずの単価、これの上昇がありまして、これについては業者に試験的に処分をしてもらっているという状況なんですけど、現在はですね。次年度に関しては、どのような処理方法で実施するのか、先ほど議員からあり

ました指名競争なのか、随契なのか何なのかということですが、そこも含めてどういったやり方がいいのか検討している最中ですので、それが決定しだい告知をしていくというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁についてなんですが、村長がおっしゃったとおり、最近、鉄が非常に高騰しているということで、私が聞いているのは、試験的にということではないですよ。現在、拓南製鐵がやっていますよね、その業者に関して随契でやっているのか、入札でやっているのか、そのへんを聞いているんですよ。そのへんの返答をお願いします。

○ 新垣聡民生課長

先ほど試験的と言いましたけど、以前に取引をしていた業者というふうに伺っていて、今回、契約等をしての処理はしておりません。

○ 5番 座間味満議員

じゃあ、契約はしていないと、じゃあこれまでどおり1業者に任せているというふうな状況であるわけですよ。それと関連してなんですけど、2番も一緒なんですけど、これまでの業者にさせていった場合に、このスクラップの売上げ等はどのようになっていますか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

スクラップの処分、これから得られる収入ということですので、これについては令和4年度の歳入予算額として、今、75万円を計上しているというところであります。これはあくまで概算なんですけど、2.5トン6回持ち出すと、キロあたり50円という算定をしておりますのでトータルで75万円を概算で計上しているという状況であります。

○ 5番 座間味満議員

村長、ただいまの答弁なんですが、75万をみているということなんですが、これはいつからいつまでの金額ですか、教えてもらえますか。

○ 新垣聡民生課長

期間を限定してではなく、先ほど答弁したとおりに現在処分していただいたときには33円から35円ぐらいということで処理をしていただいておりますので、そこから少し上乘せをしたかたちでのあくまでも概算という、これから価格変動でどう単価が変動していくかというのは見越してはいないんですけれども、当初予算ではそういうふうに計上しております。

○ 5番 座間味満議員

これ課長にお伺いしますが、高騰していった場合にやっぱり上がって、もう充分、今現在、高騰している現状なんですけど、これをそのまま今までどおりにやるのか、それともこういう厳しい財政の中で、業者に売上げみんなあげるのか、今現在3倍もずいぶんするわけなんですけど、船賃は村が出しているというふうな話も聞いているんですが、そのへ

んこれからの対応をお聞かせいただきたいと思います。

○ 新垣聡民生課長

お答えいたします。今回、昨年12月と今年に入って1月の2回処分をしていただきました。持ち運んだ量が約8トン弱で、売り上げた金額的には約27万円、その鉄くずを処分して買い取っていただいた額が約27万円で、この業者には3番のご質問にも係わってくるんですけども、村が費用を負担したということはありません。その処分費用の中から実費の航送運賃プラスの諸経費、それを引いて約8万円を雑入として、今年度、受け入れております。

○ 5番 座間味満議員

これ要するに、ただいまの答弁なんですけど、船賃は経費から引いているということで、これじゃあ売った場合に、これ村に全額入ってきますか？

○ 新垣聡民生課長

先ほど答弁したんですけども、売払額が約27万円ありました。その売上げの中から航送運賃と業者の処理手数料を引いた額を村の収入として受け入れております。

○ 5番 座間味満議員

経費を引いてからということなんですけど、これ当たり前、業者としてもただ運賃売上げから運賃を引いて手間を引いてというのは採算が取れないと思うんですよ。その中の売上げの何パーセントか業者がいただいて、何パーセントは例えば売上げ10%あったと、7%は村が貰って3%は業者が貰うのか、そのへんの線引というのはいないですか。

○ 新垣聡民生課長

最初のほうに村長のほうからも答弁してはいますけれども、今回、試験的という処分の仕方をしたんですけども、見積を出していただいて、フェリーの運賃に関しては実費で出ますよね。プラス収集運搬費ということで1台あたりいくらということを出していただいて、総売上の中から、それを引いたものを収入として受け入れたということです。

○ 5番 座間味満議員

まあ大体はわかってきましたけど、試験的ということは、新年度入っているわけなんですけど、ちゃんとした規則を作って契約するなり随契するなり、やっていかないと今のままでのままだとずっともう業者のいいなりになっていく可能性が十分に考えられるわけなんですよ。まだ半分ぐらい残っていますよね。それをすぐ4月から線引きして、村の雑入にできるように、ひとつ検討していただきたいと思いますので、ひとつ村長はじめよろしくお願いします。

続きまして、一括交付金についてなんですけど、これは12月の定例議会にも質問したんですけど、離島住民割引運賃についてなんですけど、12月の答弁では現在わからないという答弁だったんですけど、この前、確実に前が令和2年が5対3で県が5、市町村が3、令和3年が、県が10で、市町村が7ですかね、という割合でもう確定しているわけなんですけど、

そのへん活用率ですね、令和3年度渡嘉敷村2番目に低いんですよ、1番目に低いのが国頭のほう、どことは言えませんが、そこが全体比についても1.7%、渡嘉敷村は1.9%、これ事業計画案に対して一括交付金の使い道がわからないところもあるんじゃないかと思います。まず最初にじゃあ、離島割引についてなんですが、これからまず答弁お願いしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。この離島住民割引運賃ということについてなんですが、これは先ほども新垣一史議員のご質問の中でも少し触れましたけれども、これ沖縄県が実施している事業ですので、沖縄県に対しては、その要望調査がございましたので、その中でぜひとも実施していただきたいと継続実施を要望しているということでありまして、現時点ではこれを実施するかどうか、実際に実施するかどうかということについては、まだ県のほうからの連絡等は受けてはおりません。

○ 5番 座間味満議員

これ令和2年度でしたか、村長、覚えていますかね。私、一括交付金の質問をしたときに新規事業でしか使えないと、継続事業は使えないというふうな答弁を、私、覚えていますが、そのときに言ったときは、私の一般質問の中で、とかしき祭りとか要するに一周マラソンに活用できないかということで質問して、村長はできないと言ったのを覚えていますけど、これ結局、今あてはまるようになりましたよね、実際に実行はできないんですけど、もう少しだから今度の事業計画案にしても、もう一度総務省か県の総務課と調整しながら、これに代替できる事業があれば、一括交付金を利用するような方向でできないのか、おそらくもう来年から非常に難しいんじゃないかと思いますので、そのへんのご検討はできないのか、もう一度、総務課長を中心にしてもいいですから、検討はお願いしたいと思いますので、そのへんの答弁をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 座間味満議員

ちょっとずれましたけど、すみませんでした。現在、離島割引に運賃について継続は可能であります？ お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

離島住民割引ということですがけれども、これは先ほど新垣一史議員からの質問の中でも少し触れましたけれども、これ沖縄県が実施をしている事業でありますので、沖縄県に対しては、令和4年度にも実施をしていただきたいという要望はこちらから出しております。ただ沖縄県からどういうかたちで実施をするのか、これまで同様なのか、ということについての最終的な通知連絡等はまだいただいておりません。

○ 5番 座間味満議員

これは村長、具体的な答弁というのは、いつ頃いただけるのか、そのへんをお聞かせ下さい。

○ 座間味秀勝村長

先ほども申しましたとおり沖縄県が実施している事業ですので、沖縄県からの連絡がありしだい、公表はしていこうとは思っておりますが、今いつその連絡を受けられるかということについては、把握をしておりませんので、連絡ありしだい住民にも公表していきたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

これ村長、連絡は確実に新年度までの4月1日から新年度の予算執行始まりますよね、それまでには、ちゃんとした返答はいただけるのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

4月1日からの事業スタートですので、当然それ以前にどうするかということについては、沖縄県のほうから通知があるものと思っております。

○ 5番 座間味満議員

ぜひ早めに返答いただいて、周知を渡嘉敷村広報に載せるなり、村民がわかるように連絡していただきたいと思えます。

それでは最後の一般質問に移ります。代船運航についてなんですが、フェリーとかしきがドックのため長い間ドックしていたんですけど、フェリーあぐにが代船運航して村としてはとても助かっています。最近フェリーざまみがなかなか代船運航ができないということで、これは理由は左舷側にエレベーターが付いているから停泊はできないと、エレベーターが壊れてしまうという話もお聞きしているんですが、来て荷物だけ降ろして行くことはできないのか。要するに現在、フェリーあぐにが4日に1回これでフェリーざまみが来てくれたら3日に1回というローテーションが組めるんじゃないかと思えます。そうした場合にJ Aとかコンビニ、商店ましては今の時期になると公共工事もそろそろ工期が切れる時期で、資材の搬入も多くなると思うんですが、それについての次年度の検討はできないかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。まず議員のお話の中にもありましたフェリーざまみについては、バリアフリー対応エレベーター設置に伴う車いすの回転半径これを確保するために左舷の外半部が一部膨らんだ構造になっていて、このために左舷付けとなる渡嘉敷港岸壁への接岸は無理だというふうに伺っております。荷物だけでもという話でしたが、荷物か人かということではなくて接岸そのものできないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。更なる例えば代船運行という話になると泊港の中で代船運行こちらに就航できる船というのはもう限られております。今のところフェリ

一あぐにだけしかないのかなと思っておりますので、現時点においては、これ以上便数を増やすとか代船運行を増やすというのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

難しいということなのですが、このへんもう少し両方3長話し合いしながら、どうにかできないのかということも、例えば、この前みたいに高速が欠航してフェリーが夕方また出たという例もありますので、非常に危険が伴うところもありますので、それに関して故障した場合に、例えばちょっとクイーンざまみを渡嘉敷経由できないのか、そのへん緊急のことですから相談していただきたいと思います。これで私の一般質問は終わります。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

皆さまこんにちは、一般質問に入る前に一言苦言を呈したいと思います。2月28日の議案提出の際に議案の不備がございました。冒頭、村長から謝罪はございましたが、まずその前に、議長に対して一度謝罪をして、それからある程度の調整が必要だったのではないかと考えております。もちろん通告しておりませんので、答えたくなかったら答えなくても大丈夫ですが、そういった対応は取れなかったのでしょうか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

私の冒頭での施政方針の前にもお話をしました。不備があったということについては大変申し訳なく思っております。もう既に提出をしてばたばたとしている中で、今おっしゃるように議長への報告、謝罪ですね、それが必要であったとは思っております。それができていなかったということについても、重ねてお詫びを申し上げたいと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

はい、当局の我々議会に対する軽視に関しては、これまでも議会の中で訴えてまいりました。今後こういったことがないように議長を補佐する副議長の立場から強く抗議を申し上げます。そして村長以下、執行部の皆さん、そしてこの施政方針作成に係わった職員の皆さんにも猛省を促したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは通告書に従いまして一般質問を行います。まず公共施設のエアコンの管理について以下伺います。(1) 全施設のエアコンの台数について (2) 整備後の管理の現状について一括して伺います。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。全施設のエアコンの台数は93台となっております。管理についての

ご質問なのですが、基本的には管理につきましては各所管課、各施設、出先機関におきまして担当職員が定期的に清掃等を行っております。但し、実際にはそれも行き届いていない箇所もありますので、できている所とできていない所があるということでご理解をいただきたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

事前に調査のほうで、そちらも伺っております。今回、公共施設の新型コロナウイルス対策ですけど、コーティング作業をしたと思っております。その際に業者の方とお話を伺う機会がありましたので、エアコンというものは空気清浄機よりも空気清浄機の役割を果たせるそうでございます。ここにフィルターをもう一枚重ねると空気清浄機よりもはるかにウイルスの除去というものができそうでございます。また那覇中学校の全中学校で今後このフィルターの導入を進めていくそうでございますので、当局においても一度そういったことも検討されて、今後の管理について伺いたいんですか、まず今、総務課長がおっしゃったとおりの各課で違うということですけども、わかる範囲で答えていただきたい。どういった管理をされていますか、このエアコンの管理。

○ 金城満総務課長

エアコンの管理につきましては、定期的にフィルターの清掃を実施しているところと、あるいは一部使う頻度にもよりますけれども、それさえもできていないということを確認しております。

○ 6番 當山清彦議員

やはり年に1度は洗浄作業が必要だと伺っております。エアコンの周りに黒い点々が付きますよね、カビの胞子またこれが湿気によってエアコンでカビの胞子をまき散らす。これが健康被害の実態もでておりますので、必ず年に1回は清掃していただきたいと思っております。全施設また各課分かれてきますので、直ぐには難しいと思っておりますが、これも補正でもかまわないと思っております、どうかしていただきたいと思っております。ご検討をお願いします。

次に 全施設の長寿命化計画の現状について、事前に資料をいただいておりますので、ちょっと多岐にわたりますので。すみません2番ですね、2番に戻ります。

庁舎東側の雨どいの修繕について、以前、台風で壊れたと思うんですが、まだ庁舎が整備されて、さほど年数も経っていない中で東側の雨どいが全て壊れて、またサビで汚れている状況です。ここの修繕については、今、どのように検討されているのか伺います。

○ 金城満総務課長

議員ご指摘の東側の雨どいにつきましては、おっしゃるとおり台風の強風で、以前に壊れた状態となっております。これについてはまだ修繕をしていない取り替えていないということについては管理者側として管理不十分であったというふうにも思っておりますので、それについては大変申し訳ありませんでした。今後の修繕につきましては、これは今の状

況で大雨が降ると向こうから極端な雨が降って場合によっては少し下を通る人たちにも雨どいから伝わる雨が落ちるといふこともありますので、早急に修繕に対して取り組まないといけないと思っておりますので、令和4年度中で早期に予算補正あたりで予算計上しまして、修繕についてしていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

先ほども申しましたけれども、庁舎が建築されてからまだ年数が経っていないじゃないですか、経年劣化とかではないと思うんですよね。もちろんすごい強風でこうなったかもしてないんですけども、業者等の何か調整はしましたか、施工業者と。

○ 金城満総務課長

庁舎は平成23年度に建てておりますけれども、その後何年か経って、すぐではなかったと思いますけれども、何年か経って後に、雨どいが壊れたということになっているかと思っておりますので、その時点で議員がおっしゃるのは設計上あるいは強度上どうなのかということも含めてだと思っておりますけれども、それについては業者と協議はしておりません。但し、最初は一部分だけ壊れて徐々に一部分だけ壊れると、その後落下する可能性もありましたので上からの部分を全て取り除いて、一旦は、危険性を、今、除去したかたちを取っていた状態ではあります。

○ 6番 當山清彦議員

結局、年数が経っていない経年劣化ではないと考えるんですね。もちろん何か飛んできて壊れたとかだったらわかりますけど、結局あそこ以外にも、今ちょっと壊れているとか、そんなに年数も経っていないのに、こんなふうになるのかと、くたびれている部分でできているんですね。なので業者とのそういったやり取りはないのかというのを伺いたいんですが、今後しないのか。

○ 金城満総務課長

はい、今後しないわけではありません。必要に応じて、そういう業者の技術的な部分もあると思いますので、それを修繕に活かしていきたいというふうに考えておりますのでその技術、助言等を含めて聞く、相談するという必要だと思っておりますので、必要に応じてやっていきたいというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

先人の汗と涙の結晶がこの庁舎でありますので、しっかりときれいに使っていただけたらと思います。管理も含めてよろしく願いいたします。

次に全施設の長寿命化計画の現状についてを伺いますが、過去、教育施設のものに関しては、以前も拝見してしまして、今回、全施設のということで伺っているんですが、細かい内容については通告もしておりませんので、今後の定例会で質問をさせていただきまますので、1件伺いたいののが、この更新作業というのは、どのようにしていくのかなということですね。長寿命化計画に関して、委員会で言えば、計画どおりできていないものが以

前からもう確認しているんですよ。結局、過年で優先順位を付けてやっていると思いますけど、これが後ろに下がっていくじゃないですか、全体的に下がっていくと思うんですね計画としては、この更新作業をどのタイミングでやるのかというのを伺いたいんです。

○ 金城満総務課長

長寿命化計画の更新作業につきましては、その個別の案件計画によって年数がある程度計画が立てられております。ですのでその計画期間の中で長寿命化を図ることが基本の前提になっておりますので、それを終わると当然、次のステップに向けて更新というのはやっていく必要性はあると思います。ですので、その計画途中で更新をかけるかというのとは、それはまた違う意味合いではないのかなと思います。基本的にはこの長寿命化、例えば5年でしたら5年の中で、どういうものをどういう施設でどういう設備を直していくかというふうな計画を立てられておりますので、それについて予算を投入して修繕をするなり、あるいは施設によっては、もっとまた予算を計画に沿って、予算を投入して修繕なり、あるいは強化なり、そういうのをやっていくというようなかたちで進めているような状況だというふうに認識をしております。

○ 6番 當山清彦議員

結局は、予算を取ってくるために、そのための根拠資料として使われるわけじゃないですか。それが経過が過ぎているもので、その都度やっていくという話ですけど、更新作業をせずに、この根拠資料として、この長寿命化計画は使えるものなんですか。それともまた国県からこの長寿命化計画は過ぎているからちゃんと更新してから持って来いと言われるのか。であればその都度その都度やってやっていかないといけないんじゃないですか。そこをちょっと伺います。

○ 金城満総務課長

議員がおっしゃる、要するに、施設を改修するときに、当然、財源が必要になります。もちろん単費だけではできません。その中で国県の補助金、交付金を活用しますけれども、当然その中で国、県と協議して、この計画は古いよと、この計画は今にあってないよという話であれば、当然、更新作業は必要だというふうに思っておりますので、その都度、見直しは、当然、必要のものもあるかというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今の答弁ですと、その都度やると、結局それが原因でまた施設が建てられないとか、そういうことはないようにしていただきたいんですね。そのへんは大丈夫ですか。

○ 金城満総務課長

はい、それについては、そのように対応していかなければ、そういう長寿命化が図れないということは基本的に考えておりますので、これはそれをやっていくようなかたちで国の交付金あるいは国、県指導のもと進めてまいりたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

この件も内部統制の一つだと思っております。ある課はできていて、ある課はできていないというようなことがないように進めていっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次2番ですね、こども家庭庁についてお伺いします。こども家庭庁新設に関して伺います。こども家庭庁、今年1月の通常国会でとおっておりますけれども、令和5年4月1日から施行します。この庁新設により福祉、保育、教育行政にどのような効果が期待できるかということでお伺いしたいんですが、これまでの問題としては、幼稚園と保育所、結局、教育委員会と民生課、上は厚生労働省と文科省ということで、この幼稚園、保育所というの一元化ができていなかった、縦割り行政でいろんな隔りがあった。ここが子どもたちそして保護者の中でもやはり不満の部分があったわけです。これが何とか一本化できるのかなと思って期待をしていた部分なので、どのような効果が期待できるかというものを、担当課長のほうから説明いただきたいと思っております。

○ 新垣聡民生課長

ご質問にお答えします。先ほど議員から質問のあった、こども家庭庁が、今、通常国会においてまだ審議もされていない状況かなとは思っているんですけども、目的としてこどもの権利とか利益の用語を一元化すること、また切れ目のない包括的な支援を実現するなど目的に閣議決定されたというふうに伺っております。確かに、現在、幼稚園は文部科学省また幼稚園と認定こども園に関しては内閣府ですかね、そこでも分かれていて、また渡嘉敷村にはないんですけど、保育所が厚生労働省というふうに上のほうでは分かっているんですけども、村内の事業実施において子育て支援の部分に関しては幼稚園とも連携を取りながら支援の作業は行っているというふうに考えております。ただ今後、こども家庭庁においては、その他、検察庁とかいろいろな省庁も係わってきてるものが一元化されるということですので、そこらへんの効果はできるものかと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

国吉議員の質問でありましたけれども、幼稚園の給食の問題、過去、私もやってまいりました。また與那嶺雅晴議員も推進してきました。やはりそういったところの行政的なものが縦割りの行政部分が解消されるのかなと期待をしていたんですね。それで来年の4月からどのようなかたちで進めていくのかというのが、まだ下りてきていないということですので、今後、期待を込めて、あと1月の通常国会の総理の施政方針の一部をちょっと読み上げさせていただきます。

「こども政策を我が国社会のど真ん中に据えていくため、「こども家庭庁」を創設します。こども家庭庁の主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ連携地域におけるを障害児への総合支援体制の構築を進めます。」と総理が明言をしておりますので 来年に向けて忙しくなると思っております。条例整

備等も含めてですね。また国吉議員の給食の問題、多くの方が望まれているものですので、いろんな部分で期待をして、作業のほう滞りなく進めていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

(「休憩をお願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

2番については、課長に答弁いただいたので取り下げさせていただきます。

次に防災行政についてお伺いします。消防、防災行政、地域防災力の強化について伺います。村長の施政方針にもございました非消防団員の中で40名の定員にも達していないというところで、消防団員の確保に向けた施策について何かお考えがあるのであれば伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。まず現在、渡嘉敷村消防団の団員数、これは定数40に対して36人ということであります。団員のほとんどが村の職員となっており、職員以外の団員や女性団員の確保、これについて非常に苦慮しているというような状況であります。今後、確保に向けてということですが、引き続き新規採用職員については、まず勧誘をすると、消防団員への入団を進めるということ。そして村の広報等においても募集案内を掲載し、一般の方々の参加も促していきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

この件について総務省からちょっと資料を取り寄せまして、現在が令和3年の4月1日時点で80万4千877人と昨年の比で比べますと、1万3千601人が減となっているような状況で、ここも40名の定員の中で36名ということでした。また7割が行政職員ということで、まだちょっと地域防災力の強化に向けた活動については、村長が今言ったものではちょっと弱いのかなと思っております。各団体に商工会なり青年会なりいろんな団体に向けて、そういった誘致の活動ですとか、あとは手当、以前にも申し上げたと思いますけどやっぱり少ないと思います。人の命を預かる仕事です。もうちょっと手当のほうも改善していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ 金城満総務課長

お答えします。議員がおっしゃるのは、消防団員として年間の報酬というふうに理解しておりますけれども、これは国から標準的な額が示されておまして、渡嘉敷の消防団はそれよりはほぼ標準どおりというふうに設定をさせていただいております。ですが、それでも今定員が割れているよという中で、じゃあ増やしていくために手当を上げることは一つ有効な対策だというふうには考えておりますけれども、但し、手当というのはいろんな

消防団ではなくて、いろいろ委員とかいろんなところで手当というのがありますので、そこらへんの均衡とか、バランスとか、そこらへんも見ながら、議員がおっしゃっていることは理解できますので、これについてはまたさらに研究をさせていただいて検討させていただきたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

私も入ってたぶん3年ぐらいなと思うんですね、その中で急患搬送もして、ヘリ搬送もして、様々な現場を見てきたうえで、やはり行政職員の方の負担が大変大きい、平日はほぼ職員の方でやっていますから、もっともっと民間の力を入れるべきだと思っているんですね、なので手当といったらいやらしい話ですけど、何かきっかけのために、何か準備金みたいなあったじゃないですか、保育所入れるためにもあんなに大きくなっていいと思うんですね、みんなでこの地域を支えるために、頑張ろうというかたちでやっていけたらと思うので、検討のほうよろしくお願いいたします。

次、2番に移ります。防災備蓄倉庫に備蓄している備蓄食料の有効活用について伺いますが、清掃活動ありましたね、消防団で、その際に防災備蓄倉庫の食料賞味期限が切れた物を廃棄しました。私も作業に携わりました。もったいないなと思ひまして、防災教育に活用することもできたと思うんですね。この間も火災もやりましたし、地震のための避難訓練もやっておりますので、そういったところに活用することはできなかったのか、伺います。

○ 金城満総務課長

今、防災備蓄倉庫に備蓄している備蓄食糧の有効活用につきましては、食料、消費期限というのがございまして、そのタイミングに合わせてどうするかというふうに決めて、今取り組んでいるところでありますけれども、但し、なかなかそのタイミングが、食料については5年から7年、それから保存水について5年という消費期限があります。もちろん口に入る身体に入るものですので、消費期限を終えて有効活用というのはなかなか難しいのかなと考えておりますので、その前に、補助事業で整備したものについてはなかなか、じゃあ前に何かに有効活用できるかということ、それもまた補助事業の要項上、非常に厳しいところがありますので、渡嘉敷村単費事業で整備している備蓄食糧、それから保存水がありますので、それにつきましては、ちょっとその前のタイミングで何か、例えば県下一斉の実施、津波避難訓練とか先ほど議員がおっしゃった各小学校、中学校、火災避難訓練とか、そこでこういうものを備蓄していますよ、これはこういう味ですよというのは、今後これに活かして有効活用するについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今の補助を受けてのというのは観光客向けのものですかね。あれについてもやっぱり量が多いですから、処分じゃなく、その手前で各世帯に配るというのもいいと思うんですね、

災害時避難所ではこういったものを食べますよというかたちでも周知できると思うんですよ。今、要綱上、難しいということですが、それもちよっと調整して、そういった教育に向けて、それを活用するというのも手かなと思うのでちよっと調整していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

次に、財政支援団体の実績についてお伺いしますが、これも事前に資料をいただいているので、一件一件伺いたいんですが、まず空いている部分があるんですね。渡嘉敷区、阿波連区で令和3年度が集落の行政補助金というものがゼロになっておりますし、また社協についても空欄があるんですね。あと社会教育団体でいえばマヒマヒさんが令和3年、令和4年度は交付されていないということで、まず空いているところの説明を伺ってもいいですか。事前にいただいた資料で質問を…。

○ 金城満総務課長

今、議員に前もって提供依頼があって、提供した集計表の中の話だと理解しておりますけれども、ここで令和2年度、令和3年度、令和4年度と3年間で今数値を提供しておりますけれども、そこでゼロというのはですね、まだ令和3年度につきましては申請がまだないという中でゼロという団体もありますし、これは一番下の教育委員会関係で令和3年度からゼロと団体名でいいますとハワイアンMahimahiという団体でございますけれども、これは団体のほうから申請がないという中での。すみません議員申し訳ありません、ちよっと細かい内容はちよっと管轄の教育委員会でもよろしいでしょうか。

○ 小嶺国土教育課長

教育委員会管轄のハワイアンフラ Mahimahiさんが令和3年度から補助金額が入っていない件についてなんですけど、Mahimahiさんは令和3年度中に活動内容が変わりましたと、いままでは皆さん有志の方が集まって講師を招聘して、みんなで一緒に活動していますということだったので、補助団体という扱いになっていて、令和2年度までは補助金の支給をしておりますが、令和3年度になってフラダンス教室の会員さんという扱いに皆さんなっているみたいなんですよ、参加されている方が、というかたちですから村ないでのサークル活動というかたちではなくて任意の教室に通っている皆さんということになりますから、それに対する補助金の支給はできないというかたちになっているので、その辞退の届け出を出してもらって、本年度からその支給対象からは外しているというかたちになっています。

○ 新垣聡民生課長

民生課の部分の社会福祉協議会への補助金なんですけれども、令和3年度から運営補助金のほうにまとめてまして、ハウス運営補助金ですね、介護事業所運営補助金は委託費として計上していて、村が委託をするというかたちを取っています。

○ 金城満総務課長

集落行政補助金につきましては、まだ申請書が各行政区、渡嘉志久、阿波連区からまだ

申請書がきておりませんので、まだ交付していないということで今ゼロというふうにしております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

Mahimahiさんについてお伺いしますが、ちゃんとしたヒアリングの実態はあるのかどうか、まず伺っていいですか。

○ 小嶺国土教育課長

ヒアリングと申しますか、Mahimahiさんの方から申し出がありまして、活動内容が変更になりました。補助金についての相談みたいなかたちでいらっしゃっていて、そのときにお話を伺ったら活動内容が変わりました。今までと活動内容が違っているのです、対象外になりますよと説明して、納得していただいているというふうに認識しております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

中身はちょっとまたMahimahiの方々にもちょっと話を伺って進めていきたいんですが、社会教育団体が減るとするのはやはりあまりよくないことじゃないですか。島での活動を狭めることにも繋がりがかねないですし、何とか補助金も交付して島での活動ができるようなかたちがいいのかなと思っております。

ちょっと別を伺いますね、この中で観光協会が令和4年度の予算で今のところで2千万で、前年比でいうと1千890万ぐらい増のかたちになってはいますが、この件について伺っていいですか。令和4年度の予算のここですけど、資料にあるので答えられる範囲で教えてください。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えします。令和4年度の観光協会の事業といたしまして、大きく4つございます。1つ目に観光ピーアール動画フォトコンテストを通じて情報配信の基礎を立ちあげることで誘客に繋げる。観光保全ピーアール動画制作、ホームページコンテンツ制作、フォトコンテスト インフルエンサー講演会等の開催ということになっております。

2つ目に、県内テレビ・ラジオ番組で渡嘉敷島の観光情報をピーアールするという事業でございます。

3つ目に修学旅行をはじめとする団体旅行の受入態勢の確立、誘客プロモーションの活動を実施するという事です。

4つ目に環境学習に重点をおいた小規模団体、旅行商品の開発ということになっており

ます。

○ 6番 當山清彦議員

この予算は一括交付金の観光振興事業の部分ですよね、ということは前年度でちゃんと総合事務局ですか、ちゃんと申請してオーケーもらっている内容ですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

これは議員のおっしゃるとおり一括交付金事業でございます。観光協会からこのような事業を実施したいということで意見がございましたので、事業計画を載せ、内閣、国とキャッチボールをしながら、今、進めている現段階で交付決定がなされたものではございません。

○ 6番 當山清彦議員

令和4年度の予算ですので、またちょっと別で話を伺いたいと思います。その中で前回商工会予算減額されました。今回はそのままということで、あとですね、私も渡嘉敷幼小中学校のPTAの副会長をしまして、先日、課長と担当職員さんヒアリングをさせていただいて、予算の減額というものも伺いました。それもちゃんとしたヒアリングがあったからこそ理解できたものであって、新しいこれからの、この補助金の取り組みの仕方、今この場では言えませんが、まだ案の状態でしたから、あの内容は大変すばらしかったなと思っております。ですので過去あった各団体への減額ですね、ちゃんと担当者、役員なり会計担当なりに親切丁寧なヒアリングをしていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

次に移ります。新型コロナウイルス感染対策について伺いますが、こちらは何度も質問しております。今回マリンライナーとかしきの船員さんで感染者がでました。これによって運航もできていない状況が続いておりますので、やはり職員の皆さんの心のケアというところで、感染の最前線で戦っておられます船舶課だけじゃなく、PCR検査の担当の職員そういった方々も感染の最前線におります。また渡嘉敷診療所の医師ですとか、そちらもずっと感染の最前線で闘っておりますので、そういった方々への心のケアということで過去伺ってまいりましたが、何か当局の考えに進展があったかどうか伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。この件につきましては、令和3年、昨年9月及び12月議会にもご質問がありましたが、現状においてもこの以前の答弁のとおり、新たに船舶職員等への新型コロナウイルス感染症手当の支給については、国の基準、こういったものがないという手当の創設については、交付金が主な財源としている本村にあっては、この国の基準にないものを作るというのは、独自の財源があればできるのかもしれませんが、なかなかそれは難しいという状況であります。また、職員間の給与の均衡、これを保つという観点からも特定の業務に対する新たな手当の支給というのは厳しいものと考えております。村としては引き続き職員の感染防止対策を徹底し、業務を実施するにあ

たり防疫作業手当の支給を基本とし、PCR検査費用等の自己負担分を助成していくということにしております。因みにですね、我々、役場に勤務をしている者はマスクというのはみんな今はもう自前です。最初に配ったのもありましたがあれはわずかです。船員職員については全て支給をしております。公費で負担をしています。自分では買わないというような、そういったこともしておりますので、感染対策、これに係る費用についても十分援助をしているというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

これは継続してお願いしていこうかなと思っております。また医療関係の施設等では、職員の特殊勤務手当等で公的な機関でもこういった手当がありますので、今の答弁にも納得はしておりますが、今後考えていただいてもいいのかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に新たな経済対策について伺いますが、午前中の国吉議員の質問の中である程度お答えいただいたので、新たな提案をさせていただきますが、先ほど申し上げたとおりマリナーとかしきの船員が感染してしまった。運休してしまった。それによる今回キャンセルそうとうあったと伺っているんですね、事業所の方々から。なので新しい新年度、地方創生臨時交付金を活用して、こういった場合のキャンセル料の補填ですとか、今、座間味に移って座間味からみつしまを使うなり、また各事業所さん、自ら船を出してお客様を連れて来るという作業をしているんですね。ですので公共交通機関、船が止まってしまった。感染は誰でも起こることです。これを責める積もりは毛頭ございませんが、このために受けた経済的な打撃、ここを補填するというのはいずれもかまわないと思います。必要なかなと思っております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。コロナが原因で定期船が運休をした場合といったことについての支援、キャンセルによる補填、キャンセルに対する補填というお話であります。これについてはコロナ交付金の対象になるのかどうか、そこらへんもう少し検証する必要があると思っております。もしなるのであれば有効な活用ができるかと思っております。因みに、先週、急きょこういう状況になりまして、金曜日、木曜日の2便目だったんですが、欠航をするということになったのが金曜日はフェリーあぐにがありました。土曜日はフェリーあぐになし、フェリーとかしきもまだ帰ってきていないという状況でしたので、土曜日については、高速船、座間味のクイーンさまみの方を利用される方に対して、こちらで船を手配をして運航させるというような措置は講じさせていただきました。また今後この船を臨時で運航するというについては、いろいろ許可等の問題がございます。なかなか大型の船舶を就航させるというができないという状況があります。これ模索はしたんですが、それはちょっと法律上難しい話ですよということになっております。今後の課題として、こういった緊急の場合に直ぐに対応できるように、例えば島内の渡し

をやっているような事業者ですね、そこと上手く連携をして今後対応できるような対策は造れないかそこは検討していきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

当局が今回の運休に関して様々な策を講じていただいたことには感謝を申し上げますが、やはりお客様が少ない中で、国のまん延防止等重点措置が解除されてからの今回だったので、やはりたいへんな打撃を受けたと相談を受けておりますので、なので地方創生臨時交付金の交付要綱にしっかり沿って、そういったところを支援できるのであればしていただきたい新年度で。これをしっかりと検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(「休憩お願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

6番ですね、職員のサービスの遵守について伺います。職員のサービス規律の確保、遵守について執行部の皆さんがどのような常日頃指導しているか伺います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。まずですね、新たに職員となったもの、採用されたものという職員については、地方公務員法に基づき、職員のサービスの宣誓に関する条例というものがあまして宣誓書に署名をしていただくと、それからでないとその職務を行ってはならないというふうになっております。職員のサービス規律の確保、遵守ということについては、日頃から国等からの通達の事項、あるいは必要案件に応じて回覧や朝礼での周知、これを行っております。また個別の案件等につきましても、所属長が直接面談を実施して必要に応じて指導をしているという状況でございます。

○ 6番 當山清彦議員

朝礼や回覧といったところでしているというところですが、結局それができているのかという部分なんです、この地方公務員法の第30条で職員のサービスの根本基準として、第1に職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと。第2に職員が職務の遂行にあたって全力を挙げてこれに専念しなければならないこと。を定めております。これをしっかり全職員がちゃんと共有しているのかというのを伺いたいんですね。指導はしていますということですが、ちゃんと共有できていると思っておりますか。

○ 座間味秀勝村長

現時点のうえで普段から、例えばそういう事案があれば、先ほども申しましたように、副村長であったり私であったり、例えば所属の課長から指導をするというようなことを行っております。現時点においてはそれはできているものだと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

傍聴システムで全職員が聞いているのでどのような思いをしているかはちょっとわかりませんが、この中で2番ですね、職の信用を傷つけたり、職員の職全体の不名誉となる行為はないかというところで、信用失墜行為の禁止ということで、地方公務員法の第33条、職員はその職の職の信用を傷つけたり、職員の職全体の不名誉となる行為をしてはなりませんとあります。先ほどの村長の答弁以上の答弁はでてこないと思いますが、今後さらに何かこのことについて強化をしていくとか、そういったものはないかどうか。それとも現状のままやっていくのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

これについてはですね、當山議員がこれまで何度も議会の中で内部統制ということ、これの確立をと、実行をとということも、これまで何度も指摘を受けております。先ほど施政方針でも述べましたとおり、組織改革、行政改革を7月1日の組織改革を目途に、事務分掌の見直し等も行っております。その中で必要なこととして、私が今考えているのは、それぞれの職位、職の位ですね、例えば主事、主任、課長補佐、参事、課長といったこの職の位に応じた職責、職の任務、責任というのが明確に渡嘉敷村の場合これまで定めがありません。これを明確にして、それぞれの役割をしっかりと認識してもらったうえで事務にあたるということが必要かと思っております。その中でこうしたもちろん信用失墜行為であるとか当然あってはなりません、こういったこともしっかりと管理されていくものではないかというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

施政方針の中でもありました。7月に向けてどのようなかたちでやっていくのか、まだ見えませんが、村長の答弁には期待をして今回の質問は終わりますが、内部統制の問題、職員全体の問題、よろしく願いいたします。

以上で終わりますが、人事についてはまだ内示の段階なので言える方、言えない方いると思いますが、今回、我喜屋元作船舶課長定年ということを伺っております。これまで長年にわたり村の振興発展に力を尽くされてきたことに心から感謝を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

次に1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

最後になりましたけど、あと20分程お付き合いをお願いします。通告書を4点出しております。それに従って質問を進めていきたいと思っております。まず 公共施設と農道の安全対策についてでございます。公民館の屋根が剥離して部分があります。調べたところ4か所あります。高校受験等で多くの方が公民館というのは利用しているわけですが、あれ今

もって何時剥離したかわからないんですけど、夏場になるとますます剥離がひどくなるんじゃないかなと、気温が上がれば上がるほどコンクリートは膨張して剥離が多くなると思いますけど、それに対しての対策等は一切されていないというけど、そのままでもいいのかどうか、それを伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

公民館については、昭和53年の建築からもう45年という歳月を経ております。議員ご指摘の剥離、落下しているという部分ですが、これは落下をする前に、ひび割れているという状況が確認されたものですから、タワーを組んで落ちそうな所はもう落としたり、落とした後が、今見えているような状況であります。これについては一昨年でしたか確か、それを一度実行しておりますが、最近またそういう状況がありはしないかということちょっと懸念はしておりますので、定期的にタワーを組んでしっかり、落ちそうになっているものは落とすというようなことをしていきたいと思っております。もう一つ、もしそれでも見逃してしまって落下した場合という話ですが、例えば受け止めるためのネットを設置するとか、そういうのが必要なのか、公民館の建て替えそのものにはもう今年来年という話ではまだありませんので、その間の安全利用についてはしっかり検討していきたいと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、村長の答弁で意図的に落下させたと、これも一つの対策方法です。私はネットで落下した部分だけでも、ネット張るのもいいかなと思っております。何せ高さが8メートルほどあるので、小さな欠片でもかなり被害は大きくなるんじゃないかなと思います。できるだけ大勢の方が利用される前に事前に点検をなさるのも方法だと思いますので、落下して事故があったからどうのこうのじゃないような、常に前向きな姿勢で管理していただけたらなと思います。

次いきます、②これウトヌクの4号排水路とまた中の橋から嘉手刈に向けての排水路ですけど、これは老人クラブの方々からも事故があって危ないと、現にウトヌクのほうでは女性の方が運転をしていて、そこに落ちてしまったと、嘉手刈に関しては今から阿波連線が開通されるだろうということを見込んで、今までより交通が頻繁になるだろうということで、何らかの対策をしてほしいという声がありましたけど、それについてはどうかんがえますかね、村長。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まず排水路、承水路といったこの農業施設、これにはガードレールや転落防止柵の設置ができないかということなんですが、これは基本的に農道、あるいは排水路の整備というのは整備基準に基づいて、これまで整備をしてきていると、嘉手刈は私が担当して整備しております。そのときにもそういう基準に基づいてということであり、整備上必要とされていない箇所への設置、要望ということに今回なりますので

必要性の検証と合わせて現場の状況、例えば設置することで道路そのものの幅員にも影響があるというようなことも出てくると思います。このへんを少し検証したうえで、どういった対策が有効かということについては少し検討していきたいと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

現に事故もあり、嘉手苧の排水路見てると、私でも危ないなというふうに思います。ほとんどの方が三輪の自転車で畑通っている方が多いので、若い皆さんが安全と思ってもお年寄りにはなかなかそこらへんが器用じゃないので、事故に繋がるということも多いかなと多々思います。先ほど村長は基準に基づいてといいますけど、その基準の枠だけで収まることなくですね、危険だと思ったらそのように措置もするのの一つの手段かなというふうに考えております。ぜひこれはお年寄りの方からの声ですので、何とかガードレールとは言いませんけど、その安全策を講じていただきたいなというふうにお願いします。

次、阿波連線沿いの桜の植栽についてでございます。今年は何と言いますかね、一本桜に、阿波連に行く間の一本桜に多くの方が心癒されたんじゃないかなと思っております。また7、8年前ですかね、植えた桜が今回だいぶ花が開花しておりました。それもたぶん私に言わせるとあまり管理はしていないんじゃないかなというふうに思っていますが、実際はどんななんですかね。ますます何十本か、もう既に花が咲いているので、管理さえちゃんとすれば、それに対して桜の木も期待に答えてくれるんじゃないかなと思っておりますけどお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。まず村内の桜ということについてなんですが、この植栽をしている桜の維持管理については、毎年度50万円余りの費用を捻出して村道や林道沿いの桜約320本ほどございますが、これの下刈りであったり、施肥これを入れております。今年度についても今月の中旬頃にこれを発注、実施をする予定となっております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

多額な資金を入れて管理をしているようですが、私が見ている限りあまり下草の刈られていないような感じがしたので、そういう質問をしました。実際7、8年前に植えた中で何本か枯れております。そこらへんも枯れた状態で追加して植栽するということなく、ただ支え棒だけ立っているような状態でありますので、そこらへんは追加して植えることは可能なかどうかお聞きしたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

クビリバル林道あたりに集中的に植えたことがあったかと思っております。かなり台風での影響で2年後、3年後ぐらいにはかなり痛めつけられたのかなと、いう感じでありませう。一旦自然条件でもってだめになったところだと、同じことを繰り返すのではないかなということもありますので、植える場所、あるいは植えるタイミングなどそこらへんを検討して、今後、桜の苗木等が手に入るというような状況があれば、さらに増やしていきたい

というふうには考えてはおります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長。さっきクビリバルに植えたのと、私も回ってみてね、ここはやっぱしほとんど全部、何十本枯れていますから、ここはすぐわない場所だなというのは理解しております。私が言っているのは、書いたとおり阿波連線というふうに書いていますが、例えばこのスペースに10本仮に植えたとしたら2本が枯れていると、ということは環境的に何の問題もないわけですよ。そこに追加できないかということですよ、お尋ねします。

○ 座間味秀勝村長

桜の苗木が手に入るということであればですね、そこはまた補植というかたちで補っていくということは充分対応していけることかと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、桜の木の苗が手に入ったという答弁ですけどね、手に入れてくださいよ、入らないなら、待っていたら入らないですよ。手に入れる努力をしてください。

次いきます。去った1月16日、津波注意報に伴う避難についてでございます。冬の深夜の避難、自主避難とはなっていますが、非常に厳しい時期の避難となったと思います、それから何を学び得たかということが質問ですけど、まずそれからお聞きしたいと思います。○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。議員のご質問の件は、トンガ沖海底火山の噴火による今年の1月16日でした。津波注意報が発令をされて、これに伴い村民が自主避難をしたということになります。その後に行なった村民アンケート調査の結果から一定程度の方が車輦で避難した中で、深夜で寝ていて発令に気づかなかった。あるいは発令されていたのはわかっていたが、注意報なので避難しなかった。などの意見も聞かれました。今回の実体験を通して非常時における村民への避難行動の周知方法、あるいは夜間の避難の難しさというのを非常に実感しております。できていなかったことの反省や検証を行って、次の避難訓練であったり、防災体制の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね村長、うちの村でも何名か議員が、夜間の訓練できないかという質問が何度かあったと思います。これ全国的にほとんどできないらしいです。というのはリスクが大きくてね、夜の訓練はできないというのが、ほとんどの市町村の答えだとなってます。この前は自主避難といい、私も息子から電話で知らされて避難したんですけど、何を言いたいかという質問ですけど、私も実際、避難しました。寒い中、車のエンジンをかけてヒーターをかけて約2時間半待機していました。そのときに私行きながら交流の家のほうに避難したんですけど、まずはお年寄りが1人も避難していなかったと、ほとんど歩いて避難する人がいないということが現実でありました。ほとんど車を持った方々の避難が多かったんじゃないかなというふうに思っております。ですから何かある場合は皆さんは年寄り厳

しい状況の中では避難命令であろうが、避難をやらないというのを一つ念頭に入れていてそのような対応をしていただきたいなと思っています。

(「休憩します」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、村長お聞きのとおり82所帯は独居老人だということは82所帯はこういう厳しいときには、なかなか避難しないということを眼中に入れて、その対策にあたってほしいなと思います。

それと災害対策準備態勢が設置されたんだけど、当局はどのような対応をしたかということをお聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。災害対策準備態勢ということではありますが、私はこの注意報の発令を受けて、すぐに役場に当庁いたしました。零時15分に役場に登庁した後に零時15分に発令を受けて登庁をして、その9分後となるんですかね、零時24分、村長室から災害対策本部の設置、そして第一配備とすること、第一配備というのは災害対策準備態勢ということになります。これの発令をしております。それに伴って、各課長、班長の皆さんも随時登庁登庁してきましたので、その指示のもと各班長が動いて、状況確認等を行ったということであります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今回の1月16日の避難に関しては、非常に我が村でできない避難訓練に値するようなことで皆さんもいい体験をしたんじゃないかなと思います。被害がないことを願いますが、これを津波を肝に銘じて速やかな行動をしていただけるよう願います。

次いきます。行政運営についてでございます。これは私たぶん3度目ぐらいかなと思いますけど、村民の憩いの公園が必要じゃないかというふうに思って、そういうような質問をしております。これはお年寄りあるいはまた若い奥さんたちからも公園があった方がいいよねというのが常々聞いて、今回もこの質問をさせていただきました。どんなですかね、村長、必要と思いませんか。

○ 座間味秀勝村長

これまでも何度も公園ということについての質問、要望等は上がってきております。それは把握をしております。私自身もあったほうがいいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あったほうがいいよね、とだけで終わるんじゃなくして、できるだけそういうのを設置する前向きな姿勢を常に持ち続けてほしいなと思います。思うことは誰でもできますので、

できるだけ村民が憩えて平和な生活ができるよう心がけてください。

次、②いきます。これは社会福祉協議会による高齢者生活センターの運営についてでございます。いつでしたか新聞に載っていましたが、ある島尻の離島で高齢者を支える担い手がいないと、その方々は大概子どもが高校受験で那覇に出るとその方々も一緒に出て非常に困っているということが書いてありました。我が村ではどうなのかなと、確かに今日、村長もね、高齢者を支えられることが難しくなったと施政方針で述べていましたが、センターの方にも令和2年から張り紙がしてあります職員の募集の張り紙が、なかなか条件が悪いのかどうかわかりませんが、なり手がいないようにありますけど、そこに関しては、今の状態で確かに何名かは若干名は若い方もいて、そんなに困っている様子には見えないんですけど、私自身も個人的にいつもお世話になってセンターに通っているんですけど、まだうちの方は条件としてはいいのかなと思いますけど、そこらへんはどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

介護の担い手ということになるかと思っておりますが、ほかの近隣市町村等がどういう状況下というのは明確に把握しておりませんので、それはお答えはできないんですが、村としては2027年、団塊世代が後期高齢者となるタイミングで、それ以降かなりこういった介護の需要がでてきて、それを担う担い手というのが不足するこれは全国的なことでありまして。村においてもそういう状況が生まれるのかなというふうに考えております。ですから不足してからではなくて、今のうちから、そういった人材を育成するというような取り組みが必要かと考えておりますので、先ほどのお話の中でも上げましたけれども、令和3年度については介護職員の養成というので、講師を招聘することができなかったんですが、このコロナが落ちつきましたら講師を招聘して、島内で介護職員初任者、旧ヘルパー2級という、この養成のための講習会等を実施をしていきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、マンパワーのことも書いてありますけど、村長、既に答弁なされたので改めて聞かないですけどね。令和2年から募集かけてまた採用がされていないというのは条件が悪いのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

この島の中での人手不足といいたいでしょうか。これはこの島の中だけではなく、全国的にそうなんだという日本自体がそういう状況であるということだと思っております。役場の職員として募集をしてもなかなか来ないという状態がずっと続いておりました。今回、今年度については3人の採用内定をしているんですけども、どこに行っても人手不足という状況があるのかなと思っております。条件が悪くて来ないというよりは、少なくとも島内に手が空いている人がもういないんじゃないかと。要するに暇をもてあましていて、まずは、いないのかなと見渡してもですね。そういう状況ではないかというふう

に思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、確かに村長がおっしゃったのも、採用しても来ないというのは、そういったものになっているかなと思いますが、今までヘルパーも本来でしたら個人の資格ですので、個人の経費で取るべきものを村費でもって資格も取られているはずですけど、できるだけそういう方には、採用の時点があったら応募するよという呼びかけ等も必要かなと思っております。

次いきます。子育て支援は、今のままで十分だと思いますかということですけど、どう思いますか、村長。

○ 座間味秀勝村長

非常に答えるのが難しいご質問だと思っております。子育て支援というのは非常に幅が広くて、全てにおいて、じゃあ十分かというのと十分要望に答えられているかといったら、そうではないという状況があるかというふうに認識はしております。

保育所のことについて少しお話をしたいと思っております。現在、保育所については1歳児クラスにおいて待機児童が1名でているという状況であります。今後の見通しとしても令和4年度以降、複数のクラスで待機児童が出ると予想されます。これは保育所の数からしてという算定をしております。南部福祉事務所の監査では保育所の数が指摘されており、各クラスで定員制を取っているため、今後、待機児童を解消するためには各クラスに常時2名の保育士が必要となり資格者の確保というのが課題というふうに考えております。常時2名というのは、今の職員のほぼ2倍にしなければいけないということです。

また子育て支援で、令和元年度にファミリーサポート事業を立ちあげておりますが、これについても令和3年度については利用が今のところないというような状況であります。コロナということの影響もあるかと思いますが、そういう現状があります。このため充分ニーズに応じられているかというのと、非常に厳しい状況があるのではないかというふうに認識はしております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長、私、子育て支援に終わりがあつたらいけないと思うんですよね、その時代のニーズに合わせていろいろなことがでてくると思うので、決して終わりであってはならないと思います。村もファミリーサポート事業も立ちあげて一生懸命やっているはずですけど、いい悩みじゃないですか、子どもが多くて困っているということは。ほかの市町村は逆ですよ、離島の場合は。子どもがいなくて困っているのがほとんどですけど、うちの島は子どもがたくさんいて困っているというのは贅沢な悩みですよ。ひとつこれからもご尽力していただきたいなと思っております。ご尽力というかね、ご理解していただきたいと思っております。

あと1点、子育て支援でね、村長、給食の問題3名から免除というかたちになっていま

すけど、なぜ村長この3名に拘っているんですか。私もう、子どもたち全部免除にしてもいいんじゃないかなと思っていますけど、お聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

朝からですね、一般質問でいろいろ要望が上がってきております。朝から言っておりますとおおり、財源があれば全部やったほうがいいと思うものいっぱいあります。私もやったほうがいいと思っております。しかし私が預かってる限られた財源で何を優先して取り組んでいくかということにもなっていきます。一つ目は公共サービスこれは受益者負担というのもひとつ求められる部分もありますので、何について受益者の負担を求めて、何についてそれを負担を軽減していくかということはしっかり村民の状況、そこも踏まえて検討していく必要があると考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

確かに朝からね、いろいろ予算については金のかかることはというのは、それは我々議員も承知のうえです。ただ3名にこだわっている特別な理由があるかというのは、2人まではそんなに経済的に大変じゃないだろうということで3名という数字にしたかということをお聞きしたかっただけです。

次いきます。村のコロナ対策について、村民は納得していると思いますかということですが、それについてお伺いしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

この質問も先ほどの質問と同様ですね、納得しているかということと全員の要望を満たしているか、あるいは希望を満たしているかという話であれば、それはどうかかわからないというのが正直なところであります。村としては、限られた財源を駆使して新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年度から沖縄県緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる延長を受けた中で、コロナ禍にあっても住民の生命、健康を守りながら生活も守れるよう経済との両立を図るため、船舶の水際対策、村民への渡航自粛協力金の給付、事業者支援など様々な対策を講じてまいりました。その間、村内において感染者は発生したものの村民のご協力より、ある程度の感染拡大を押さえられたものと考えております。現時点での感染拡大防止対策の防止等の対応については、全てのものが村民の納得を得られているかというのは、先ほど言ったとおおりわかりませんが、その都度できる限り、この状況に応じて対応はしてきたと考えております。今後も引き続き村民の理解協力を得ながら感染拡大防止対策これを講じてまいりたいと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、ちょっと私の聞き方がまずかったかなと今ちょっと思っていますけどね。私はこの対応に対しても数字のことは言いません。毎日のように、午前12時20分になると毎日のように放送がありましたよね。村民はそれに対して感染しないようにという努力をしてきました。中には私もそうですけど、模合も一切やらないでおこう、できるだけ密にならな

いようにしておこうというふうに努力してきました。その中で職員が成人式の際に感染
なると、現に今船員が感染なると、村長、今日ね、施政方針の中で軽症でしたので安
堵したと言いますがね、私、安堵している場合じゃないと思いますよ。そうい心の隙が
ね、この感染に繋がっているんじゃないかと。もう一回言いますが安堵している場合
じゃないですよ、あんだ。高速艇が止まっているのも、心の隙があるからこそ、こうい
ことになるんじゃないですか。私が聞かんとしていうのは、そういうことで納得しているか
ということですよ。

村長、この前の3月2日の海神祭儀でコロナがなくなるようにと神様に願っていまし
たよね、私その後ろから見て大変だなと思っていましたけどね。今日は施政方針の中
の安堵したという一言でね、なんや神願いなんかする必要なかったんじゃないかと思
っております。まとめて言いますとね、もっと危機感を持って、昨日、時点で800人
いるし、また新しいコロナが出たというじゃないですか、もっとひどいのが。繰
り返して言いますが、安堵している場合じゃないですよ。

次いきます。このほうはコロナで税収も少なく2022年はどのように乗り越える予
定かという質問ですけど、先ほどから村長がね、言っていることを聞いていて、あ
る程度は理解していますが、質問を提示していますので、一応はお答えください。

○ 座間味秀勝村長

コロナ禍での税収厳しい中、2022年度令和4年度は、どのように乗り越えるかとい
うご質問かと思っております。これについてはお答えをしたいと思います。コロナ
禍における村税の収入については令和2年度が8千288万円、令和3年度の見込み
現時点で6千977万6千円、令和4年度の予算には7千652万7千円というふう
になっております。令和2年度との比較でいいますと、635万3千円の減収を見
込んでいると。令和3年度と比較すると675万1千円の増収というふうになり
ます。減収の主な要因としてはコロナ禍における本村への入域観光客数が大幅
に減少し、事業者などが大打撃を受け売上げが大幅に減少したことが考えら
れます。今後は村税の収納率の更なる向上を図るとともに、新たな経済対策につ
いては、現在の感染状況、今後の感染状況を注視しながらウィズコロナのもと、
さらにその先の終息を見据えた中で、現状及び今後の国の地方創生臨時交付金
の配分状況等を勘案し検討していきたいと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

その考えは立派だと思います。コロナで確かに厳しくなっていると思います。一
度テレビで10万人の人口の比率としては渡嘉敷がワーストだという報道もあ
って観光立村だけに、それに携わっている業者の皆さんは大変なショックを受
けて、本当にこの島どうなるかなというような思いもしたと思います。再度
そういうことが報じられないように気を引き締めて2022年も乗り越えるよ
うお願いしたいと思います。

次いきますけどね、この次の質問、私、悩みました、やっていいのかな、や
らないでい

いのかなと思ひながら、またこれやったら村長に皮肉でも言っているような質問にならんかなと思ひをしながら、何かわからないけど背中押す人がいたのかわからないけど、あえて質問しております。というのは、これね質問自体が村長として、人の話を公平・公正に聞けるかという質問ですけど、たぶん今の総理大臣が人の話を聞くのが自分は得意だというようなことをおっしゃっていました。たぶん村長も、そういうのは何度か耳にしたと思いますけど、年配方に私も人の上に立つ人は話聞き上手になりなさいよというのを指導を受けました。村長自体がどんな思っていますか、上手なんですか。お聞きしたいと思ひます。

○ 座間味秀勝村長

上手かどうかというのは、私自身で判断はできないと考えています。ただ日頃から村長室においてもそうですし、職員とのコミュニケーションもそうですけれども、どんなときであっても受入を拒んだことはございません。村民が何か話があると窓越しに来られたときでも、それですぐに対応するようにしております。何か別のことをやっていない限りはですね、それを除ける避けるというなことはしていないつもりであります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これで私の質問を終わりますけどね、村長、人の話は耳だけで聞くんじゃなくして、心で聞ける村長になってください。これで私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第7、報告第1号、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

報告第1号、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

添付のとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、報告第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(散会 午後 4 時32分)

令和4年

第3回渡嘉敷村議会定例会

第2日目

3月10日

令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会は
令和4年3月10日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期6日間
2日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 3番 新垣一史議員 4番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：3月10日(木曜日)午後3時35分

令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和4年3月10日（木） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2	議案第5号	渡嘉敷村議会議員及び渡嘉敷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
第3	議案第6号	阿波連生活館の設置及び管理に関する条例について
第4	議案第7号	渡嘉敷村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第8号	渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第6	議案第22号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第9号	渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について
第8	議案第10号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）について
第9	議案第11号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第7号）について
第10	議案第12号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
第11	議案第13号	令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
第12	議案第14号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
第13	議案第15号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
第14	議案第16号	令和4年度渡嘉敷村一般会計当初予算について
第15	議案第17号	令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について
第16	議案第18号	令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について
第17	議案第19号	令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について
第18	議案第20号	令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について
第19	議案第22号	令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について
第20	発議第1号	渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則について
第21	協議第1号	議員派遣について
第22	発議第2号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番新垣一史議員、4番宮平鉄哉議員を指名いたします。

日程第2、議案第5号、渡嘉敷村議会議員及び渡嘉敷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。

議案第5号

渡嘉敷村議会議員及び渡嘉敷村長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例について

渡嘉敷村議会議員及び渡嘉敷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

公職選挙法の改正に伴い、渡嘉敷村議会議員及び渡嘉敷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定める必要がある。

添付のとおりでございます。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

おはようございます。定例会2日目もよろしくお願いいたします。先月、町村議会議長の研修会で同様の選挙後援に関する講演がございまして、また今年、議会議員選挙と村長選挙があるということで、ちょっとお伺いしたいんですが、今回このポスター、ビラ等、選挙用の自動車に関するものが載っているんですが、供託金なんかは載ってこないですか。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。供託金については公職選挙法のほうで規定されております。

○ 6番 當山清彦議員

休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号、阿波連生活館の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第6号

阿波連生活館の設置及び管理に関する条例について

阿波連生活館の設置及び管理に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

阿波連生活館を適正に管理運営するため条例を定める必要がある。

内容についてはお示しのとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、こちらの条例を策定するにあたっての目的といたしますか、理由をまずお聞かせいただいてよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

理由というのは提案理由のほうでも先ほどお話ししましたけれども、これまで生活館の設置管理条例というものが無い状態での管理がずっと続いていたと。これを適正に管理するためにはしっかり条例を定めて、また必要なことについては規則等で定めていくことが必要だということで今回提案をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

使用料金とかも制定されている状態なんですか。

○ 新垣聡民生課長

お答えします。現在、渡嘉敷村の使用料条例というものがあまして、その中で使用料を決めているんですけども、今後、阿波連生活館独自の使用料等を規則で定めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、昨日の一般質問でも確認したんですけれども、こういった条例を先に決めるより、まず僕は、阿波連の出身者としてはですね、やはり阿波連生活館の1つ、インターネットの配備とかもしっかりやっていないのにこういったことを進めるというのは、やはり住民から苦情が出てきてしょうがないのかなと思っています。やっぱり住民の代表者としてはやはりそういったところを統合してこういったのを出してくるのであれば話の聞き方もできると思うんですけれども、そういった意味では、やれ金額だ、整備だとか、手続きだとかが先であって、そういった他のところとの環境が違う中で、こういったものだけが進んでいくというのは非常にまずいのかなと思うんですけれど、どうでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

まずですね、生活館が誰の管理の下にあるかということを確認した上で、それから利用の仕方であったりとか、今言う利用料金、そういったものは議論していけばいいのかなと。今現状、物があるのに設置条例、管理条例がないということ自体が不適切というふうに考えております。まずは条例を設置して、その後必要な事項については議論して決めていくということが必要かと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、そこも分かっている、元々条例とか管理内容、規程とかあったと思うんです。細かい話をすると、僕も先輩方から聞いている話でいうと、誰のものかという話は非常にもめているのかなと感じます。例えばこれに登記がされているのか、そういった施設は島に様々あるというふうに伺っています。そういった中でももちろん村長が進めていく上では条例を決めてやっていかないといけないというのも分かります。ただ、やはり元々やられると聞いていたのと、インターネット回線つなぐとか、そういった最低限の整備をされてから、こういった金額の話とかをされたらいいんじゃないかと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第4、議案第7号、渡嘉敷村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第7号

渡嘉敷村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定及び育児休業に関し任命権者が講ずべき措置に関する規定を定める必要がある。

内容については添付のとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

何件か伺いたいんですが、まず1ページ目の(1)のイに関してですが、非常勤職員は期間が1年じゃないですか。その途中で育休に入って、育休中に任期が切れる。それでも次更新ができるという意味でしょうか。

○ 金城満総務課長

はい、お答えします。今、非常勤職員が育児休業に入ったときに次の更新があるかという議員のご質問ですが、渡嘉敷村職員の非常勤職員につきましては会計年度任用職員という名称ですが、1年ごとに任期を更新しておりまして、基本的には継続していないという考え方になりますので、育児休業が取れるのは1年6月からというものがありますので、1年以内のいわゆる任期というのは、そこには該当しないというふうに考えております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

休憩中の説明でもちょっと分からない部分が多々ありますので、この上の文言の中に、当該任期が更新されるという文言が入っています。現在、渡嘉敷村の会計年度任用職員は1年で切られて、また再度改めて採用ということだと思っておりますので、この文言はおかしいのではないかと感じております。ここは上から下りてきてそのまま載せていると思いますが、ここは文言は修正して再度審議するべきではないでしょうか。

○ 神里敏明副村長

お答えいたします。今回の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正となっております。それを各自治体市町村の条例で定める必要があるということですので、根本となる改正が地方公務員の育児休業法の改正するものに準じ

てやりますので、ここを自治体で勝手に変えるというのはいかなというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

言っている意味は分かるんですけど、根拠の法律があって、その上で条例を定めているわけで、これは本村だけでつかう条例なんですから、なので当該任期が更新されるということがないのに、この文言が入っていて、この条例をこのまま定めるのが正しいのかどうか伺います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

この提案している条例に関してなんですが、(1)のア、イ、ウというのは、いずれかに該当する非常勤職員は除かれるという意味ですので、除く規定をしておりますので、この規定に該当するような採用があるのかないのかということではなくて、あくまで除く規定ですから、除く規定の定義をしていることですので、条例での定義づけは必要かと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。次に、第25条の(2)について伺いたいんですが、育児休業に関する相談態勢の整備とあります。25条が任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならないとあります。これは相談態勢の整備とありますが、どのようなかたちで相談態勢の整備をしているのか伺います。

○ 神里敏明副村長

お答えいたします。育児休業取得者勤務環境の整備の措置になりますけれども、例えば妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、それから勤務環境の整備として研修の実施、相談体制の整備、育児休業等の取得状況の公表、そういった育児休業が取りやすい状況にしなければならないというような措置でございます。村がです。

○ 6番 當山清彦議員

説明は分かりますが、相談態勢の整備の詳細な部分を伺いたいと思います。職員は誰に対して相談をするのか、それを明確にするべきではないでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

これはですね、まず休暇等に関する相談ということにもつながってきます。所属の担当課長がまず第一義的には対応するということになります。その上で総務課長、副村長、村長まで決済が回ってくるという流れになります。まずは担当課長が、それに当たるということになると考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。(3)も伺いたいんですが、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置とありますが、これについても詳しく伺います。

○ 座間味秀勝村長

昨日来、私が答弁する中で何度か組織改革、行政の内部の組織改革、事務分掌の見直しということをお願いしております。これは働き方改革とサービス向上をさらにということを念頭に置いてのことです。つまりは、こういった育児休業、あるいは年休、そういったことが取りやすい環境を整備するというのが大きな目的の1つでもあります。その上でサービスが低下しないようにするにはどうしたらいいか、それを考えながら組織改革をしていこうという考えでありますので、勤務環境の整備というのはそれに伴って、組織改革に伴って検討してやっていく必要があると思っています。今1係1人制、一人一人の係が全て完結させるような業務の割り振りをとっておりますので、これを複数名でシェアするようなことで、例えばその人が休んでも業務が滞らないというような環境をつくる。そういったことが必要かというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

施政方針から村長がお話されている7月からということですよ。今おっしゃるとおり1人で1つの係をみている、また職員も足りていない、課長補佐も足りていないというのが現状だと思います。職員も休みにくい環境だと現在思っていますので、そういったところをしっかりといただけたらと思っています。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第8号

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることになり、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

内容については添付のとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第22号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況を考慮し、職員の給与を改定する必要がある。

内容については添付のとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第7、議案第9号、渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第9号

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画を変更することについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

変更内容については添付のとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第10号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）

令和3年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3千540万1千円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7千286万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

26ページ、企画費の中で聞きたいのがいくつかあるんですけど、82番39番の説明のほうの、すみません、項目が抜けているところなんですけれど、27ページ、工事費、工事請負費2千640万円減のところ。27ページですね。

企画費の中身について、2千892万2千円減額になっていますが、この大まかな概要をお伺いしてよろしいでしょうか。

○ 金城満総務課長

企画費の減額ですね、トータルで2千892万2千円となっておりますけれど、これの一番大きな原因は、14節工事請負費2千640万円の減額、これが一番です。令和3年度今年度も空き家活用事業ということで空き家のリフォーム工事を予定しておりましたけれども、入札不調によりまして受注業者が決まらなくて、全額工事請負費を減額ということになっております。それ以外のものについては、ここに載っている国土強靱化地域計画策定業務、これは実際に委託業務やっております、当初予算からの実際の契約の差額ですね、入札の残。そういうふうになっております。

渡嘉敷村第5次総合策定業務委託、こちらと同じような内容で減額ということになっております。大まかな減額は以上です。

○ 2番 国吉栄治議員

それで、この空き家工事のやつというのは補正前の額とか全部抜けているんですけど、これって何か意味あるんですか。

56ページの土木費の住宅維持費、こちらのほうの1千万円近く下がっている概要についてお伺いします。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。村営住宅の修繕工事請負費、こちら長寿命化計画に沿って村営住宅の修繕を令和3年度に予定しておりました。壁の修繕とか屋上防水とかですね、そういうのを予定していたんですけども、この事業が今年度できなくなりまして、それに伴う減額ということです。

○ 2番 国吉栄治議員

これは何件予定されていて、何件できてなくて、入札不調とかですか、やれていない理由とかは。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

この1千16万2千円の減額分については、今、細かい資料を持ち合わせておりませんので、あとで資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

先ほど国吉議員が伺っていた総務企画費の減の話ですけれど、26、27総務企画費のほうの、先ほど国吉議員も伺いましたけれども、大きく減になった理由ですね。先ほど答弁にありました空き家改修工事のほうが入札不調ということですが、昨年も3月補正で同額減になっていますよね。入札が不調になっているということは、金額のほうは検討されたのか。全く同額のまま進んだらやっぱり入札も入らないのか、諸事情あると思うんですけども、そういった対策はとられたのか伺います。

○ 金城満総務課長

質問にお答えいたします。入札を一般競争入札で広告したんですけども、参加していただく業者さえいなかったということで、そういうことですので見直しということはありません。

○ 3番 新垣一史議員

以前はこういった入札不調のときに前年度予算よりも少し金額を上げてとか、そういったことがあったと思います。これに関しては去年と全く同額なので、そのへんの検討は必要ないでしょうか。

○ 金城満総務課長

設計変更、工事費の入札不調等に伴って工事費の設計変更については、一旦入札をして

見積額、要するに応札額、見積額を出していただかないと開きがどの程度あるかというのがなかなか算出できない状況があるものですから、今回の場合はそれにも至っていませんでした。要するに業者さんが手を挙げてくれないということがありましたので、改定はしていないということになります。

○ 3番 新垣一史議員

村営に対する今後の取り組み等ありましたら伺ってよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

2千640万円という予算、これは古い、老朽化した空き家を改修、改築するという金額であります。昨日来、お話しております木造の職員住宅、2世帯で大体同じぐらいの金額。つまり新築2世帯分と同じ金額で改修をして、しかも10年という使用の期間と、非常に分が悪いというふうに考えております。そこでこれについては応札もないということもありますし、この先も実施できる見通しはどうもないのではないかということで、令和4年度の予算にも計上はしておりません、これについては。これより先にできることを進めていこう、住宅の確保についてはというふうに考えております。

少し関連して申し上げますと、先ほど別の議案の中で、休憩中でしたけれども、當山議員からお話がありました、昨日来、話があります介護の担い手、これはもう島内で調達できるのかどうか非常に厳しい状況だと思っております。となると島外、あるいは外国人と。日本はもうそういう状況になっていっております。それにも必要なのはまず住宅ということですので、その住宅、これを早急に整備していく必要があると思っております。そういった事情を勘案して、2千640万円で老朽化した空き家を改修するよりは新築をとというふうに考えております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 5番 座間味満議員

70ページ、災害復旧費、補正で1千957万円上がっているわけなんですけど、ほとんどマイナスで減になっているところもあるんですけど、プラスが村道前岳線の災害復旧工事費200万円。前回の12月定例議会で私は一般質問をしたんですが、3千400万円は、要するに繰越で上がってきているわけなんですよ。これに対してじゃあなんで繰越かといったら、工期がないから業者が取らなかったという返事だったんですけど、これ実際入札はやったんですか、お聞かせください。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。1回目の入札は不調に終わりました、来週また2回目の入札を実施するところでございます。

○ 5番 座間味満議員

1回目3千400万円で不調に終わって、2回目来週やるということですよ。なんで金額

も分からないのに200万円アップしたのか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。この200万円については現在の災害復旧事業費にプラスアルファでの考えで200万円を設けております。災害復旧費事業、現在見えない部分の土中の施工の変更が考えられますので、そういうことに対応するための予算ということで計上しております。実際積算したというわけではございませんが、他の道路事業等もそうですが、変更設計が生じることが多々ありますので、そのための予算措置ということになります。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

今回の補正が1億3千540万1千円ということで、去年の倍以上の金額となっておりますが、こうなることもあると思いますが、まずこれだけ大きな額の減額になった理由を村長から伺っていいですか。

○ 座間味秀勝村長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

まず、かなり大きな部分を占めているのが1件で、先ほどの質疑の中にもありましたけれども、空き家対策事業、これ1件で2千600万円の減ということでもあります。そういったことに伴っての補正額の増大ということが挙げられるかと思えます。

○ 6番 當山清彦議員

先程来答弁された内容についてはもう大丈夫ですので、細かく聞いていきます。繰越明許費について、災害復旧に関しては先ほど伺いましたので、追加分の総務費に関して概要説明をお願いします。

○ 金城満総務課長

議員の質疑にお答えします。繰越明許費追加分ということで総務費2款1項、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ですね、今現在令和3年度分でこの事業をやっておりますけれども、令和4年の9月までは事業ができるということですので、930万円ですね。これは住民税の非課税世帯に1世帯当たり10万円を給付するという事業ですので、この分を令和4年度分として、令和3年度中に給付できなかった分を見込んで令和4年度中に繰り越しするという考え方で計上しております。

それから、2款3項の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、これについては戸籍関係のシステム改修費になっております。内容をいいますと、転出・転入手

続きのワンストップ対応改修業務委託、これは業者に委託してその改修作業を進めていきますけれども、年度内では事業できませんので令和4年度に繰り越して事業をするという内容となっております。

○ 6番 當山清彦議員

この社会保障・税番号制度システム整備事業について、年度内に執行できなかった理由を伺っていいですか。

○ 新垣聡民生課長

交付の決定が遅れたためにどうしても年度内では執行できないということです。ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど示させていただきたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

27ページ、2款1項16目の防災諸費について説明をお願いします。

○ 金城満総務課長

お答えします。防災諸費、トータルで69万円減額しておりますけれども、まず防災備蓄食料、これを当初予算計上して、既に今年度分を購入しております。その残り分ということで、少し購入した段階で端数といいますか、ちょうどはなかなかつかえないものから、そこで4万8千円は減額ということでさせていただいております。

それから、委託料、渡嘉敷村観光防災力強化支援事業につきましては、国の補助金をいただきまして、観光防災力、これは3年目になりますけれども、こちらについても備蓄食料とかそういう防災力の機材ですね、そこを補助事業で整備して、入札残、整備しているんですけれども、既に執行済みですけれど、その入札残の部分の減額ということでありませ

○ 6番 當山清彦議員

先ほどほかの議員からの質問がありましたが、地方創生臨時交付金の部分のところで…。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第10号についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第9、議案第11号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第7号)につ

いてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第11号

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第7号）について

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第7号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第7号）

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千430万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億748万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

歳出の6ページ、船費についての概要をお伺いします。減のところの内容を。

○ 我喜屋元作船舶課長

これはほぼ人件費の執行残の減であったり、増額ということになります。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

9ページの予備費の説明を伺いたいです。

○ 我喜屋元作船舶課長

予備費につきましては、当初予算では0円だったんですが、前の補正でも増額はしているんですが、今回収入の運航収益のほうでプラス旅客運賃が4千463万円ほどと、あと自動車航送ですね、合計で6千680万3千円の増額になっていて、これを歳出のほうで調整とい

いますか、歳出のほうで減額になるものと増額になるものと入れ替えても残る部分があるものですから、それを予備費に回しているということになります。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 3番 新垣一史議員

先ほど船舶課長の答弁にもありましたけれども、運航収益のほうで6千600万円増になってたいへん嬉しいことなんですけれど、一旦補正で修正したあとのプラスの6千600万円だと思んですが、増えた要因は何か分かりましたら教えていただけますか。

○ 我喜屋元作船舶課長

運航収益につきましては、前回の補正で減にしてあったんですが、その後ワクチンの接種が増えてとか、ということで入城客数が見込みよりは増えましたので、この数字は2月末を現状に合わせてですね、プラス3月の運航収入も少し加味しての数字となっております。

○ 3番 新垣一史議員

まん延防止措置がとられている中、入客数が増えてこのようなかたちになったということと、3月見込みというのは3月末までの見込みということによろしいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

年度は3月末までですので、そのとおりでございます。

○ 3番 新垣一史議員

ありがとうございます。厳しい中、これだけ入客数が増えているということは嬉しいことだと思います。

もう1点伺いたいののが、6ページ、歳出の燃料潤滑油費のほうなんですけど、プラス300万円、これに関しては現在の燃料の高騰が要因になっているのか、そのへん伺いたいです。

○ 我喜屋元作船舶課長

そうですね、現在の原油の状況からすると高騰の方向なので、不足すると支出ができませんので、それを見越しての補正となっております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

先ほどの答弁の中で運航収益が上がっているというのは分かったんですけど、歳入歳出の総額が8億700となっておりますが、前年度が最終補正で6億2千400万円となっております。これだけ今回総額が上がった理由というのを伺っていいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

これはですね、歳入のほうに大きく関わるんですけども、特別減収補てん債、これを1億4千400万余り借入れするというので、12月の補正に組んでおります。それが一番大きな要因となっております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。あと、県補助金、離島航路の県補助金、補助金のところの説明をお願いします。5ページですね。

○ 我喜屋元作船舶課長

補助金につきましては、現在、国の補助金が当初予算に計上している8千400万余りでしたか、という金額になっているんですが、12月に国の補助航路監査を受けまして、その実際の損益が出てはいるんですが、それが2億2千万余りでしたかね、出てはいるんですけど、前年度であれば、その損益のもとに国の補助金の追加補助があったんですけども、今回まだ補助の内示が決定額の通知がきていないんです。それを受けまして、それが分からないと県の補助金、村の補助金も確定ができないんですが、今現在その当初予算の補助金を国の補助金をもとにルール上の率で割っていくと、今回、補正を県も村の補助金も減額になるというかたちになっています。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第12号

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千301万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

9ページ、県支出金なんですけれども、先ほどの航路事業のときにも答弁でありましたけれども、補助金と金額的に3月補正では返還する補正が多い中、約5千万円近い交付金が入ってきていますけれども、それについての説明をお願いします。

すみません、訂正します。500万円です、すみません。

○ 新垣聡民生課長

県繰入分2号分という補助金なんですけれども、元々保健指導所の職員、会計年度任用職員の人件費を他の事業のヘルスアップ事業で計上する予定でしたが、当初の申請時のその部分が抜け落ちていまして、その後県と調整をして補正でその分を上げております。その時点では繰入金額が決定していなかったものですから、一般会計から繰り入れをして、今回その分補助金として計上し一般会計からの繰入金を減額としております。

○ 3番 新垣一史議員

補助金を申請していなかったのに気づいて、申請してから下りるまでの期間、気づいて申請するまで、そちらのほうから補助金がかかるまでの期間とかは、今、分かりますか。

○ 新垣聡民生課長

先ほど話した事業、計上の忘れがあった事業に関して気づいたのは9月頃だったんですけれども、そこから県と調整をして、県の繰入2号分というのが大体この時期に申請をして3月で決定が出るという流れになっております。その間で調整をしたということです。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第12号についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第13号

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第14号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千183万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第15号

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千67万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号、令和4年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第16号

令和4年度渡嘉敷村一般会計当初予算について

令和4年度渡嘉敷村一般会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村一般会計当初予算

令和4年度渡嘉敷村の一般会計当初予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億8千362万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

お示しのとおりでございます。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

21ページの23番デジタル基盤改革支援補助金、こちらどんな中身か教えてもらえますか。

○ 金城満総務課長

質問にお答えします。デジタル基板改革支援補助金143万円ですね、こちらは国の交付金補助金となっております、それを歳出が戸籍関係のシステムの標準化、共有化ですね、これに向けての作業、システムの改築作業がありますので、こちらに充てる補助金となっております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

施政方針は村の重点施策だと思っております。施政方針に載っている部分で、この予算書にどのように反映されているかというのを大まかに村長の重点施策というもので説明し

ていただけたらと思います。

○ 座間味秀勝村長

私の施政方針の中でということでありますけれども、コロナ対策であったり、あと行政改革ということを非常に強く申し上げてきておりますが、行政改革というのは直接何か予算がかかることということではございません、現時点はですね。組織改革等が明確になってくればそれに関わる、例えば人件費であったり様々なことが出てくるかと思うんですが、こちらで当初予算に示してあるということでございますと、コロナ対策に関わる交付金であったり、一括交付金を活用した観光振興事業、コロナ禍でもできる観光、これを進めていくということで一括交付金等を交えた補助金、そういったものを計上しております。

○ 6番 當山清彦議員

そこで伺いたかったことなんですが、コロナ禍でもできるイベントを検討していきたいというふうに記載されておりますが、予算書の中でそれが見えてこない。とかしき祭りとかマラソンとか、そういったものは見えたんですが、そういった部分は予算計上は新たにしていないんですか。それとも一括交付金の大きな枠組みの中でそれを計画しているということでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

祭り、あるいはとかしきマラソンというイベント事業につきましては、一括交付金を活用しております。その中で事業の名称というのが観光推進事業となっております、その中にプールの予算として含まれております。

○ 6番 當山清彦議員

今後もまだ続くでしょうし、今後もイベントの開催というのは厳しいと思っておりますので、施政方針にも載っているんですから、もっともっと早めにこの段階でちゃんと計画つくっておくべきだったんじゃないですか。今どのような段階に進んでいるんですか、コロナ禍でもできる新しいイベントという。

○ 座間味秀勝村長

施政方針の中で申し上げましたのは、今、何か具体的にこれがあるということではなくて、出来ることについて村民を交えて議論をしていきたいというふうに申し上げております。その中で具体的に何かこういったかたちでということが見えてきましたら、それは予算化するなり、あるいは当初の予算で対応できる範囲でやるのか、そこも含めてということと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

別でちょっと伺ってきたいんですが、以前も伺ったんですが、民生課長、マイナンバーの普及促進、説明会等も考えていると伺っておりますけれども、そういったものの予算というものは今回予算書には盛り込まれてますか。

○ 新垣聡民生課長

ただいまの質問の中での説明会等を予定しているかということによろしいでしょうか。特別そのための事業としては盛り込んではいないんですが、今年度から休日にも月に一度でしたか、閉庁日にも受付ができるように、あと交付ができるようにということでの窓口開放はしております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。

あと、休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

観光協会についてお伺いしたいんですが、現在事務局代表者ですか、ちょっと役職名は分かりませんが、病氣療養中の中、また理事も欠員が出ている中、で前年度の実績も悪い中、今回これだけ多くの補助事業、補助金を流すわけですね。1億8千900万円を流しても行政側としては大丈夫だと。ごめんなさい、差し引きでした、2千万円の観光推進事業補助金を観光協会に流す。前年度と比べると1千890万円の増ということですが、担当課としてちゃんと観光協会にも予算のつかい方、予算の計画の立て方、事業計画の立て方、予算の執行のしかた、それもちゃんと指導した上で大丈夫だという見解でよろしいですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。大丈夫かということについては大丈夫だという回答は控えさせていただきます。しっかりと観光協会から上がってきた事業計画について、これまでの体制と少し改善をして、組織の細分化をしてしっかりと取り組んでいきますという中で、事業内容を確認して、採択するのは国ですので、国の見解を今仰いでいるところでございます。観光協会から出た計画については、私たちのほうではできませんということにはなりませんので、国が認めなければそれは採択に至らないと思いますので、今その内容の結果を待っているところでございます。

○ 6番 當山清彦議員

大丈夫ということは答えられないということで、では現在の観光協会に主管課として不安要素というのはもっていないですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。不安要素として一番私が考えるのは、やはり事務局の体制ですね。人員不足がありますので一番そこが体制としては気になるところでございます。しかし観光協会のほうから理事も含め一緒に取り組みますということで、理事会の中で協議が図られたということを知っておりますので、しっかりと取り組んでいただけるものだと認

識をしております。

○ 6番 當山清彦議員

つくった当時から村長が自走できるまでは会長をやるということで責任を持ってやるということでしたので、しっかりとやっていただけたらと思いますので、よろしく願います。

休憩中にも伺ったとおり、商工会がやる気があるのであれば行政に申請しろということですので、そこも踏まえて今後ともよろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

今回の予算案で施政方針のほうでも村長は実際職員住宅のほうに取り組んでいただいて、民営の住宅をつくられるという話もあがっていたと思いますが、金額もだいぶ抑えられて今考えられているところなんですけれど、この予算の中ではどこに記されている感じですか。

○ 座間味秀勝村長

職員住宅1棟で2世帯という、これを今進めようとしております。これの成果を見て決めていこうということですので、まだ当初予算には計上しておりません。今後その状況を建設の状況といいましょうか、どういったものができるかということもありますので、それを見ながら検討していきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

95ページのほうに住宅建築費ということで2千円出ているかたちではあるんですけど、これはかたちだけ付けているということですよ。これ前はなかったんですけど、前年度も一緒になっているのかな。これはかたちだけということでもよろしいですか。

○ 金城満総務課長

住宅維持費の中の14節工事請負費、細説22の村営住宅修繕工事請負費（補助）というものです。2千459万2千円計上しておりますけれども、内訳として、朝も少しお話ししたんですけれども、長寿命化計画の中で村営住宅の、その年次ごとのですね……。

失礼しました。今のは訂正します。これは、先ほど村長から答弁がありました、要するに住宅の建設費の項目ではありますけれども、先ほどおっしゃっていただきました現在の職員住宅の状況を鑑みて、状況を見ながら、今後予算計上について検討していくという中で、予算科目、費目存置といいますけれど1千円、それぞれ委託料と工事請負費に飾っているようなかたちになっております。

○ 2番 国吉栄治議員

今答えられていたように、計画の長寿命化計画の中でちょうど今おっしゃっていた94ページの1番の住宅維持管理費のほうにいくんですけど、建て替えが3つあるという状態の中でこの金額で足りる感じなんですか。

○ 金城満総務課長

この部分については、建て替えではございません。あくまでも修繕です。長寿命化計画というのが策定されておりますので、それで年次ごとに古い村営住宅については延命化するという考えのもとで外壁の修繕とか屋根の防水とか、そういうものをやっていく目的で予算計上しております。

○ 玉城保弘議長

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第17号

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億6千549万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号、令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第18号

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9千199万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並は「第1表歳入歳出予算」によ

る。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第17、議案第19号、令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第19号

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ539万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400万円と定める。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号、令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第20号

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1千625万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第21号

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2千397万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1千万円と定める。

令和4年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第1号、渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 6番 當山清彦議員

発議第1号

渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

令和4年3月9日提出

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 宮平鉄哉

提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産にかかる産前産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

詳細は別紙のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、協議第1号、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりであります。

協議第1号

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 令和4年度離島六村議会運営協議会

(1) 目的：沖縄県北大東村の産業視察、農業、水産業、観光施設等の視察を行うことにより議会運営、経済、教育、文化等の総合的促進を図るため。

(2) 派遣場所：沖縄県 北大東村

(3) 期間：令和4年5月19日(木)～5月20日(金)

(4) 派遣議員：與那嶺雅晴議員、国吉栄治議員、新垣一史議員

宮平鉄哉議員、座間味満議員、當山清彦副議長、玉城保弘議長

(5) 事務局：議会事務局長(令和4年人事異動による)

※離島六村

渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議員派遣について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第2号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 2番 国吉栄治議員

発議第2号

令和4年3月9日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 国吉栄治

賛成者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と

平和的手段による早期解決を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と

平和的手段による早期解決を求める決議

去る2月24日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国から非難が相次いでいる。

沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。

そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返し続けており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。

また、国連常任理事国であるロシア連邦による国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を押し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、本議会は、さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言し、ロ

シア連邦のウクライナ軍侵攻により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く抗議すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月9日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

ロシア連邦大統領、駐日ロシア連邦大使

以上となります。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会に先立ち、今年度3月31日をもって退職されます我喜屋船舶課長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

○ 我喜屋元作船舶課長

今年度3月末で退職することになりました。昨日は當山副議長から本会議中にもかかわらず激励の言葉をいただきありがとうございました。おもわず、なんか答弁をしないといけないのかなと思いました。

私は、平成元年6月に渡嘉敷村役場に採用していただきました。それから32年と10月ですか、行ってない部署が議会事務局、教育委員会と民生課、それ以外はまわりましたけれども、最後に定年前に4年間船舶課に拝命なりまして、その中で新造船の就航に携わることができました。なかなかタイミングがないとこういう新造船の建造に立ち会うと言いますか、そういう経験はなかなかできないものと思ひまして、とてもいい経験ができたなと思っております。高速艇については、不具合とか、乗組員のコロナの感染でたいへん村民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしておりますけれども、今後、まだ3月末まで残っておりますので、それまで一生懸命対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

退職後は地域の一員としてこれからも頑張っていくつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。この場を設けていただきありがとうございました。

(「ご苦労さん」の声とたくさんの拍手あり)

○ 玉城保弘議長

我喜屋船舶課長、ありがとうございました。そしてたいへんお疲れさまでした。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後3時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）